

袖ヶ浦市地域福祉計画 (第2期)

平成27年3月
袖ヶ浦市

はじめに

袖ヶ浦市では、平成22年に「袖ヶ浦市地域福祉計画(第1期)」を策定し、これまで様々な施策や事業を展開してまいりました。この計画を策定して以降も地域を取り巻く環境はさらに厳しさを増し、少子高齢化や核家族化のさらなる進行、地域住民相互のつながりの希薄化など、大きな課題を抱えています。



このような中、本市では、平成27年度から31年度までを計画期間とした「袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)」の策定に取り組み、市民意識調査、福祉関係団体等調査、市内6地区での地区懇談会、地域福祉計画策定委員会により、さまざまな方のご意見を伺うなど、市民の皆様との協働による計画づくりを進めてまいりました。

本計画では、第1期計画に引き続き「市民誰もがそれぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり」を基本理念とし、基本視点として、すべての個人の人間性の尊重、自立した日常生活を支えるためのネットワークづくりの推進、市民参加による協働と助け合いのまちづくりを掲げ、本市の地域福祉施策を総合的に推進することとしております。

また、計画の推進にあたっては、基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応する「公助」の原則は踏まえつつ、地域社会を構成する市民自らが主体的に関わる「自助」と、地域において新たに支え合う「共助」をベースとして、市民の皆様や関係団体等とこれまで以上に協働を図り、各種施策が効果的に展開されるよう取り組んでまいりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、ご意見・ご提言をいただきました地域福祉計画策定委員の方々、地区懇談会や調査にご協力いただきました市民の皆様、福祉関係団体の皆様に心からお礼申し上げます。

平成27年3月

袖ヶ浦市長 出口 清

目 次

第1章 地域福祉計画の役割と位置づけ	1
1. 計画策定の背景	1
2. 地域福祉とは	2
3. 計画の趣旨と位置づけ	3
4. 計画期間	4
5. 計画の策定体制	5
第2章 本市の状況	6
1. 人口と世帯の状況	6
2. 各地区の概況	8
3. 保健福祉の対象者数等	14
第3章 地域福祉の現状と第2期計画に向けた取り組み	21
1. 地域福祉計画（第1期）の振り返り	21
2. 第2期計画の実施に向けて	35
第4章 計画の基本的な考え方と目標	38
1. 基本理念	38
2. 計画の目標	40
3. 施策体系	42
4. 協働による計画の推進	43
第5章 基本目標と施策の展開	45
1. 地域の人材づくり	45
2. 地域のつながりの回復・情報の共有	52
3. 地域福祉サービス・仕組みの充実	58
4. 地域で守る安心・安全	69
5. 地域福祉推進の基盤づくり	75
第6章 計画の推進体制	78
資料編	79
1. 地区懇談会のまとめ	79
2. 袖ヶ浦市地域福祉計画（第2期）策定委員会設置要綱	99
3. 袖ヶ浦市地域福祉計画（第2期）策定委員会委員名簿	101
4. 袖ヶ浦市地域福祉計画（第2期）検討委員会委員名簿	102
5. 袖ヶ浦市地域福祉計画（第2期）策定の経過	103

第1章 地域福祉計画の役割と位置づけ

1. 計画策定の背景

少子高齢化や核家族化の進展、生活様式の変化や価値観の多様化など社会全体の構造の変化を背景として、地域住民相互のつながりの希薄化や地域の経済活動の低迷など、地域における福祉を取り巻く社会情勢は厳しい状況に置かれています。

また、そうした状況が続いている中で、引きこもりや自殺、児童虐待、配偶者等からの暴力、子育て家庭の問題、生活困窮者の増加など、次々に社会的問題が浮き彫りになってきています。さらに、災害時への対応も重要な課題となっており、市民が抱える福祉課題は多種・多様化してきています。

これらの地域社会における様々な課題を解決するには、従来の考え方や公的なサービスだけでは困難となっており、公的サービスの充実のみならず、地域住民や各種団体、事業者等が相互に助け合い、協働で地域における福祉を推進していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、国では、平成12年に社会福祉の基本法であった「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、市町村が「地域福祉の推進」を基本理念とした地域福祉計画の策定をするように規定しました。さらに、これからの地域福祉は特定の人に対するサービスではなく、身近な地域社会で人々の生活課題の解決を図るものであるということが示されました。

また、平成20年3月の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会（厚生労働省主催）」による報告書において、地域における「新たな支え合い」の方向性が示されました。ここでいう「新たな支え合い（共助）」とは、公的サービスで対応しきれないような地域における様々な生活課題を、そこに住む地域住民が主体となりお互いに支え合って対応していくこととしています。

さらに、平成25年12月に生活保護に至る前の生活困窮者への支援（第2のセーフティネット）を抜本的に強化する「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成27年4月から施行されます。この新たな制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていくうえで重要な施策と位置づけられており、地域福祉計画にも適切に反映していくことが求められています。

本市では、平成21年11月に「袖ヶ浦市地域福祉計画」を策定し、「市民誰もがそれぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり」を基本理念として地域福祉を推進する様々な取り組みを展開してきました。しかし、近年の社会情勢の変化に伴う福祉に関する市民ニーズの多様化や複雑化、社会福祉制度の改正などに対応していく必要があるため、これらに応じた計画の見直しを行うものです。

【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2. 地域福祉とは

「福祉」というと、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉といった対象者ごとに分かれているものを思い浮かべることが一般的です。これら分野別の福祉は、その対象者ごとに必要な福祉サービスを提供するもので、「特定の人のため」という意味合いが強いものです。

しかし、福祉サービスのような支援を必要としているのは特定の人だけではなく、地域に暮らす誰もが、日ごろの生活の中で何らかの問題を抱え、手助けを必要としている場合があります。

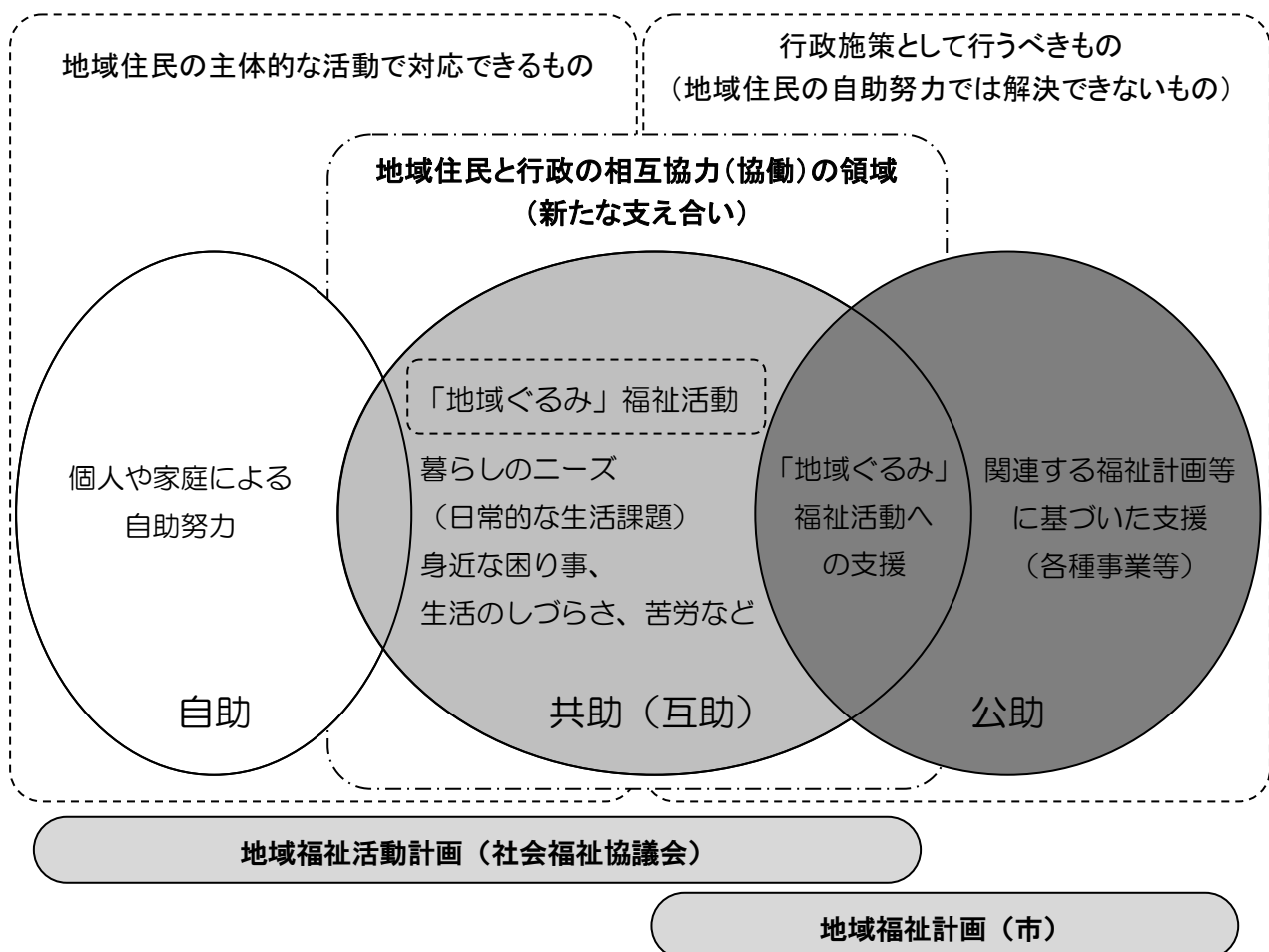
そのような場合、特定の人だけではなく、誰もが地域で安心して暮らし続けるためには、

- ①日ごろ身の回りで起こる問題はまず個人や家庭の努力で解決(自助)する。
- ②個人や家族内で解決できない問題は隣近所の力(互助)やボランティアやNPOなどの活動(共助)、で解決する。
- ③地域で解決できない問題は行政で解決(公助)する。

といった、重層的な取り組みが必要となってきます。

いわば、公的な福祉サービス等の隙間を埋めるものとして、地域住民相互の助け合い・支え合いの力があり、これらの「自助」「共助(互助)」「公助」を組み合わせた、地域における助け合いの仕組みが地域福祉といえます。

■「自助」「共助(互助)」「公助」のイメージ



3. 計画の趣旨と位置づけ

本計画は、袖ヶ浦市総合計画の基本理念や将来都市像、施策体系を踏まえ、市民、地域、行政の協働のあり方など、地域福祉を推進するための方策をまとめた計画であり、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画に位置づけられるものです。

【社会福祉法(抜粋)】

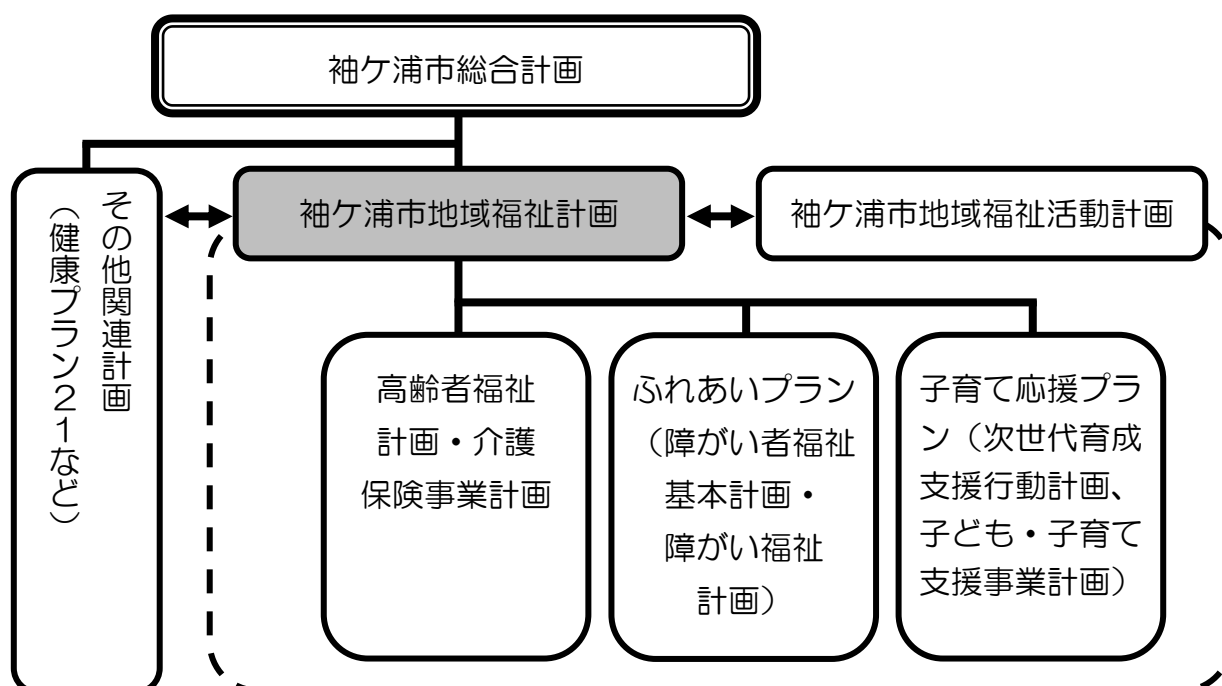
(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加促進に関する事項

また、保健福祉個別計画である「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「ふれあいプラン(障がい者福祉基本計画・障がい福祉計画)」、「子育て応援プラン(次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画)」、及びその他関連計画(「健康プラン 21」など)の共通的な施策を横断的にとりまとめ整合を図るとともに、市民(自助)・地域(共助・互助)・行政等(公助)がそれぞれの役割を担って地域福祉を推進するための共通理念を示す総括的な計画とします。

さらに、袖ヶ浦市社会福祉協議会の策定する「袖ヶ浦市地域福祉活動計画(第3期)」とともに“地域福祉の推進”という共通の目標を掲げており、地域の生活課題や社会資源の状況などを共有し、それぞれの立場においてそれぞれの役割を果たし、相互に補完・協働・連携して地域福祉を推進していくため、整合を図り策定したものです。



4. 計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。

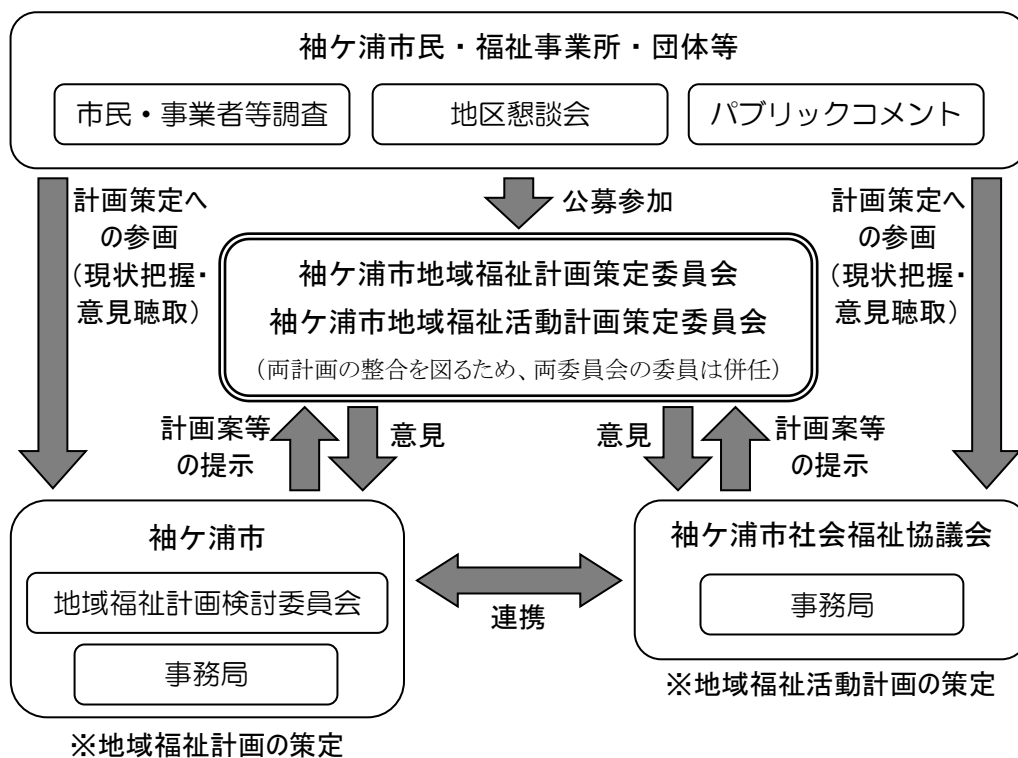
なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域福祉計画 見直し	袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)					次期計画
地域福祉活動計画 見直し	袖ヶ浦市地域福祉活動計画(第3期)					次期計画
総合計画(基本構想)						次期計画
総合計画(基本計画)						次期計画
総合計画 (第2期実施計画)		総合計画(次期実施計画)				
高齢者福祉計画・ 第5期介護保険 事業計画		第6期高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画				
そでがうら・ふれあいプラン (障害者福祉基本計画(第2期後期))						
そでがうら・ ふれあいプラン (障害福祉計画(第3期))		第4期そでがうら・ふれあいプラン (障がい福祉計画)				
次世代育成支援 後期行動計画(子 育て応援プラン)		子育て応援プラン (次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画)				
袖ヶ浦健康プラン21(第2次)						

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市や社会福祉協議会の事務局を中心として、地域福祉を推進するための施策や実施事業等について検討し、計画案などの作成を進めました。また、袖ヶ浦市地域福祉計画策定委員会において、計画策定の進め方や計画内容などについて都度、検討・協議を行いました。

計画の策定に際しては、意識調査やヒアリング調査、地区懇談会やパブリックコメント等を通じて、市民や福祉事業所・団体等の様々なご意見をお伺いし、参考としました。



コラム：社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づいて、地域福祉の推進を図ることを目的に設立された民間の組織です。

社会福祉協議会は、戦後間もない昭和26年に、民間の社会福祉活動を強化するため、全国、都道府県に誕生しました。その後、市町村へ組織を拡大（袖ヶ浦市は昭和41年に設立）し、福祉活動への住民参加を進めながら、現在まで一貫して地域福祉活動の中心的役割を果たしてきました。

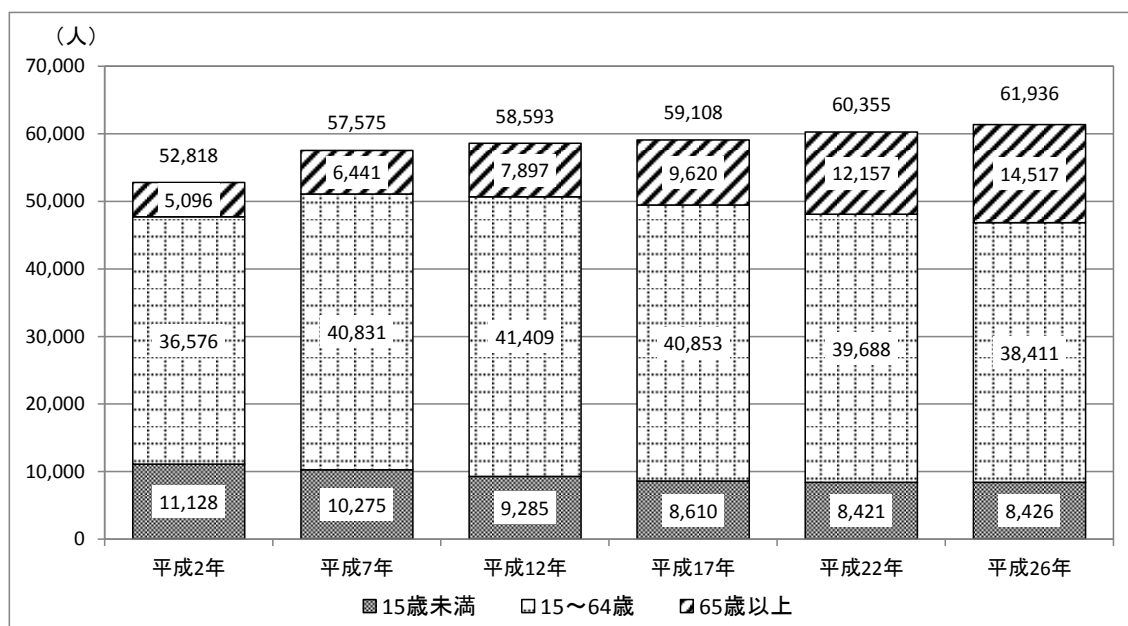
運営の原則は、地域の住民、福祉関係者等の参加・協力を得て、活動することを大きな特長とし、民間組織としての自主性と、住民や福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面を併せた組織です。

第2章 本市の状況

1. 人口と世帯の状況

本市の人口は微増を続けており、平成26年10月1日現在で61,936人となっています。

年齢層別にみると、平成26年10月1日現在で「15歳未満」が8,426人、「15～64歳」が38,411人、「65歳以上」が14,517人となっています。「15歳未満」と「15～64歳」は減少傾向が続き、一方で「65歳以上」は増加傾向が続いており、少子高齢化が進行しています。

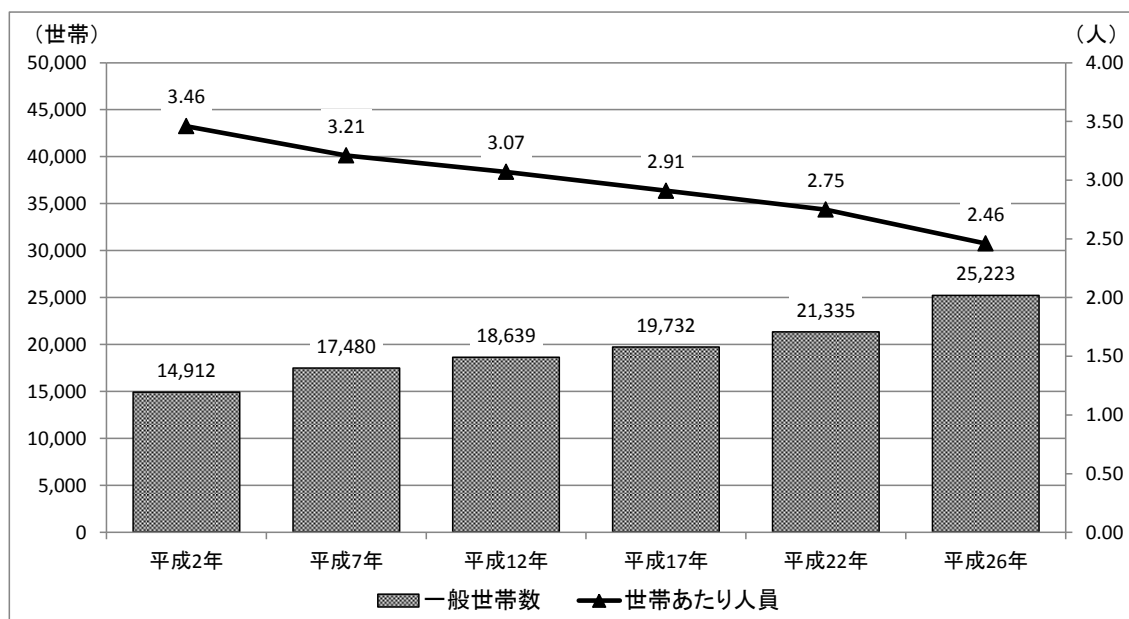


資料:平成22年までは国勢調査(各年10月1日現在)、平成26年は住民基本台帳(10月1日現在)
※総人口は年齢不詳を含むため、年齢別の合計と等しくない場合があります

■将来人口

本市の将来人口については、市内で宅地開発や新たな市街地開発等が進められていることから流入人口の増加が見込まれており、平成22年度に策定された「袖ヶ浦市総合計画」においては、平成31年(基本構想の目標年次)の目標人口を64,000人としています。

世帯の状況をみると、「一般世帯数」は年々増加しています。また、「一般世帯数」の増加に対して、「世帯あたり人員」は減少を続けており、核家族化の進行がうかがえます。平成 26 年 10 月 1 日現在で「一般世帯数」は 25,223 世帯、「世帯あたり人員」は 2.46 人となっています。

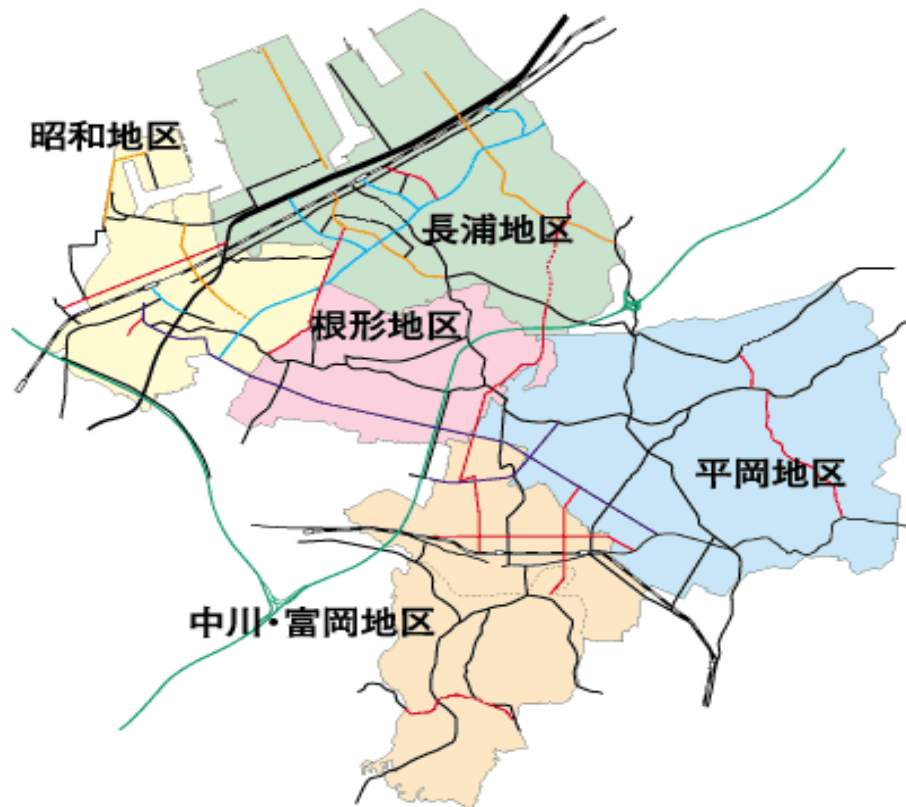


資料:平成 22 年までは国勢調査(各年 10 月 1 日現在)、平成 26 年は住民基本台帳(10 月 1 日現在)

2. 各地区の概況

(1) 地区の構成

本計画の構成を検討する際に、市内を5地区に分けて検討しました。各地区の構成は以下の通りです。



地区名	地域(字名等)
昭和地区	坂戸市場、奈良輪、奈良輪1～2丁目、福王台1～4丁目、神納、神納1～2丁目、南袖
長浦地区	今井、今井1～3丁目、蔵波、蔵波台1～7丁目、久保田、久保田1～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖、長浦、長浦駅前1～8丁目
根形地区	飯富、下新田、三ツ作、大曾根、野田、勝、のぞみ野
平岡地区	永地、下泉、高谷、三箇、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井、三箇錯綜
中富地区	百目木、横田、大鳥居、三黒、谷中、真里錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、百目木錯綜、百目木飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田

(2) 各地区の人口・世帯数等

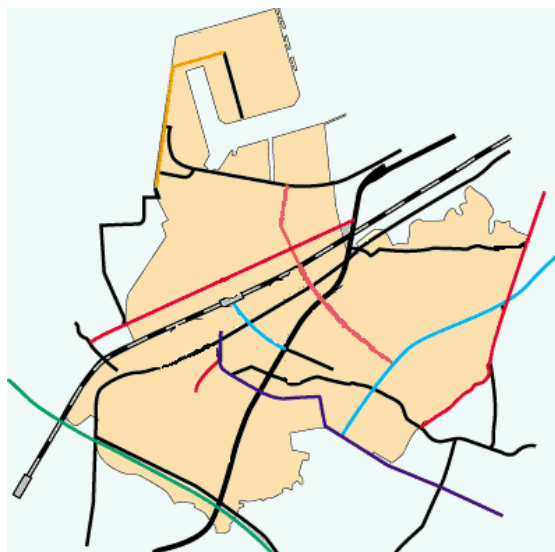
■昭和地区

	人数・世帯数(人・世帯)			割合(%)		
	平成 21 年	平成 26 年	差	平成 21 年	平成 26 年	差
総人口	15,232	16,299	1,067	25.1	26.6	1.5
男性	7,711	8,225	514	50.6	50.5	▲ 0.1
女性	7,521	8,074	553	49.4	49.5	0.1
15 歳未満	2,354	2,563	209	15.5	15.7	0.2
15～64 歳	10,140	10,303	163	66.6	63.2	▲ 3.4
65 歳以上	2,738	3,433	695	18.0	21.1	3.1
世帯数	5,941	6,570	629	25.3	26.3	1.0

※平成 21 年 10 月 1 日現在、平成 26 年 10 月 1 日現在

※総人口と世帯数は全市(外国人住民を除く)に対する割合。人口の内訳は地区の総人口に対する割合

施設等の社会資源の状況			
保育所	2 カ所	介護事業所	9 カ所
放課後児童クラブ	5 カ所	障がい福祉サービス事業所	20 カ所
幼稚園	1 園	その他福祉関係施設	0 カ所
小学校	2 校	医療機関	21 カ所
中学校	1 校	市民会館・公民館(分館含む)	1 カ所
高等学校	1 校	文化・教養施設(図書館等)	1 カ所
特別支援学校	0 校	健康づくり・スポーツ施設	2 カ所
児童福祉施設(子どもの遊び場・児童館等)	4 カ所	公園	14 カ所



■長浦地区

	人数・世帯数(人・世帯)			割合(%)		
	平成 21 年	平成 26 年	差	平成 21 年	平成 26 年	差
総人口	26,451	26,907	456	43.6	43.9	0.3
男性	13,488	13,758	270	51.0	51.1	0.1
女性	12,963	13,149	186	49.0	48.9	▲ 0.1
15 歳未満	4,086	3,980	▲ 106	15.4	14.8	▲ 0.6
15～64 歳	18,046	17,198	▲ 848	68.2	63.9	▲ 4.3
65 歳以上	4,319	5,729	1,410	16.3	21.3	5.0
世帯数	10,797	11,444	647	46.0	45.8	▲ 0.2

※平成 21 年 10 月 1 日現在、平成 26 年 10 月 1 日現在

※総人口と世帯数は全市(外国人住民を除く)に対する割合。人口の内訳は地区の総人口に対する割合

施設等の社会資源の状況			
保育所	3 カ所	介護事業所	12 カ所
放課後児童クラブ	5 カ所	障がい福祉サービス事業所	88 カ所
幼稚園	2 園	その他福祉関係施設	0 カ所
小学校	2 校	医療機関	22 カ所
中学校	2 校	市民会館・公民館(分館含む)	1 カ所
高等学校	0 校	文化・教養施設(図書館等)	1 カ所
特別支援学校	1 校	健康づくり・スポーツ施設	4 カ所
児童福祉施設(子どもの遊び場・児童館等)	6 カ所	公園	50 カ所



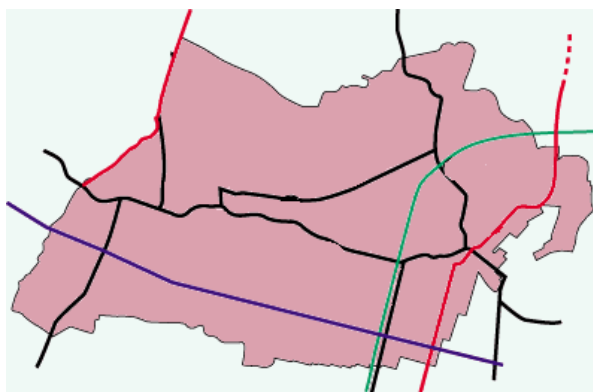
■根形地区

	人数・世帯数(人・世帯)			割合(%)		
	平成 21 年	平成 26 年	差	平成 21 年	平成 26 年	差
総人口	6,079	6,069	▲ 10	10.0	9.9	▲ 0.1
男性	3,094	3,089	▲ 5	50.9	50.9	0.0
女性	2,985	2,980	▲ 5	49.1	49.1	0.0
15 歳未満	698	668	▲ 30	11.5	11.0	▲ 0.5
15～64 歳	4,170	3,896	▲ 274	68.6	64.2	▲ 4.4
65 歳以上	1,211	1,505	294	19.9	24.8	4.9
世帯数	2,195	2,322	127	9.4	9.3	▲ 0.1

※平成 21 年 10 月 1 日現在、平成 26 年 10 月 1 日現在

※総人口と世帯数は全市(外国人住民を除く)に対する割合。人口の内訳は地区の総人口に対する割合

施設等の社会資源の状況			
保育所	1 カ所	介護事業所	3 カ所
放課後児童クラブ	1 カ所	障がい福祉サービス事業所	30 カ所
幼稚園	0 園	その他福祉関係施設	5 カ所
小学校	1 校	医療機関	2 カ所
中学校	1 校	市民会館・公民館(分館含む)	1 カ所
高等学校	0 校	文化・教養施設(図書館等)	1 カ所
特別支援学校	0 校	健康づくり・スポーツ施設	3 カ所
児童福祉施設(子どもの遊び場・児童館等)	5 カ所	公園	7 カ所



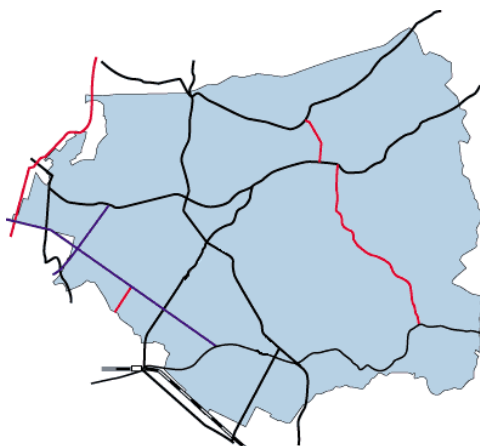
■平岡地区

	人数・世帯数(人・世帯)			割合(%)		
	平成 21 年	平成 26 年	差	平成 21 年	平成 26 年	差
総人口	6,802	6,291	▲ 511	11.2	10.3	▲ 0.9
男性	3,356	3,097	▲ 259	49.3	49.2	▲ 0.1
女性	3,446	3,194	▲ 252	50.7	50.8	0.1
15 歳未満	721	578	▲ 143	10.6	9.2	▲ 1.4
15～64 歳	4,177	3,562	▲ 615	61.4	56.6	▲ 4.8
65 歳以上	1,904	2,151	247	28.0	34.2	6.2
世帯数	2,480	2,504	24	10.6	10.0	▲ 0.6

※平成 21 年 10 月 1 日現在、平成 26 年 10 月 1 日現在

※総人口と世帯数は全市(外国人住民を除く)に対する割合。人口の内訳は地区の総人口に対する割合

施設等の社会資源の状況			
保育所	1 カ所	介護事業所	5 カ所
放課後児童クラブ	1 カ所	障がい福祉サービス事業所	6 カ所
幼稚園	0 園	その他福祉関係施設	0 カ所
小学校	2 校	医療機関	2 カ所
中学校	0 校	市民会館・公民館(分館含む)	1 カ所
高等学校	0 校	文化・教養施設(図書館等)	0 カ所
特別支援学校	0 校	健康づくり・スポーツ施設	2 カ所
児童福祉施設(子どもの遊び場・児童館等)	9 カ所	公園	3 カ所



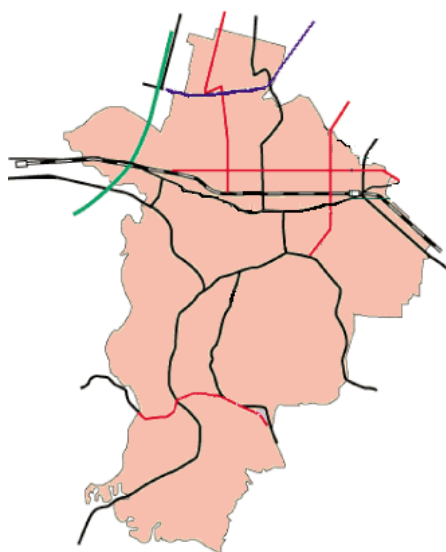
■中富地区

	人数・世帯数(人・世帯)			割合(%)		
	平成 21 年	平成 26 年	差	平成 21 年	平成 26 年	差
総人口	6,106	5,788	▲ 318	10.1	9.4	▲ 0.7
男性	3,038	2,882	▲ 156	49.8	49.8	0.0
女性	3,068	2,906	▲ 162	50.2	50.2	0.0
15 歳未満	735	637	▲ 98	12.0	11.0	▲ 1.0
15～64 歳	3,832	3,452	▲ 380	62.8	59.6	▲ 3.2
65 歳以上	1,539	1,699	160	25.2	29.4	4.2
世帯数	2,050	2,135	85	8.7	8.5	▲ 0.2

※平成 21 年 10 月 1 日現在、平成 26 年 10 月 1 日現在

※総人口と世帯数は全市(外国人住民を除く)に対する割合。人口の内訳は地区の総人口に対する割合

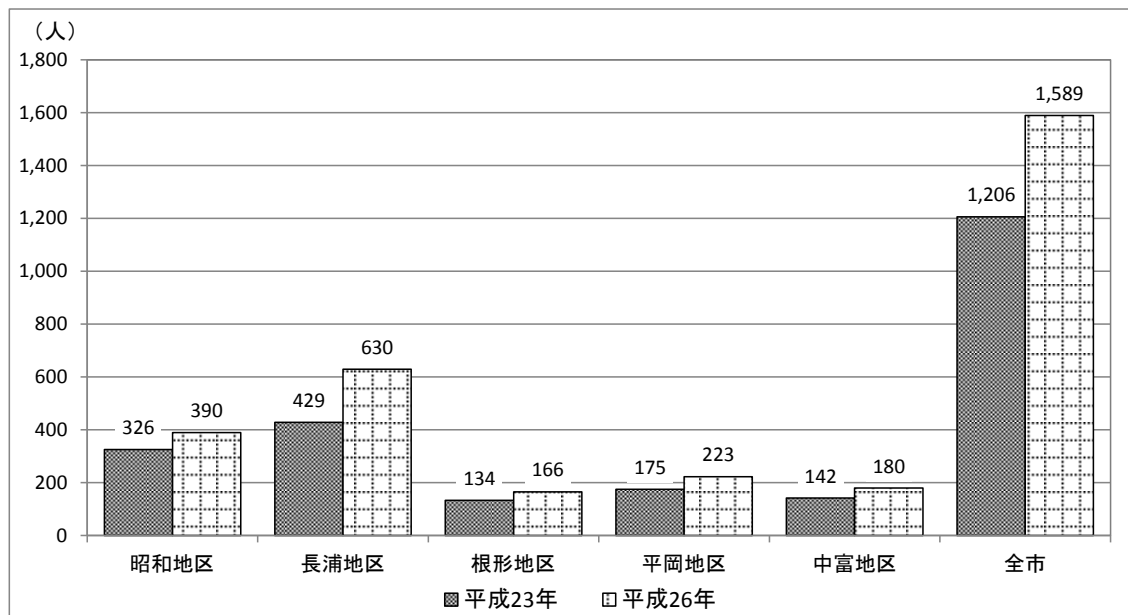
施設等の社会資源の状況			
保育所	1 カ所	介護事業所	9 カ所
放課後児童クラブ	1 カ所	障がい福祉サービス事業所	21 カ所
幼稚園	1 園	その他福祉関係施設	0 カ所
小学校	1 校	医療機関	4 カ所
中学校	1 校	市民会館・公民館(分館含む)	2 カ所
高等学校	0 校	文化・教養施設(図書館等)	1 カ所
特別支援学校	0 校	健康づくり・スポーツ施設	0 カ所
児童福祉施設(子どもの遊び場・児童館等)	9 カ所	公園	6 カ所



3. 保健福祉の対象者数等

(1) 65 歳以上ひとり暮らし高齢者

65 歳以上ひとり暮らし高齢者数の平成 23 年からの変化をみると、どの地区でも増加しており、“全市”では平成 26 年5月1日現在で 1,589 人となっています。

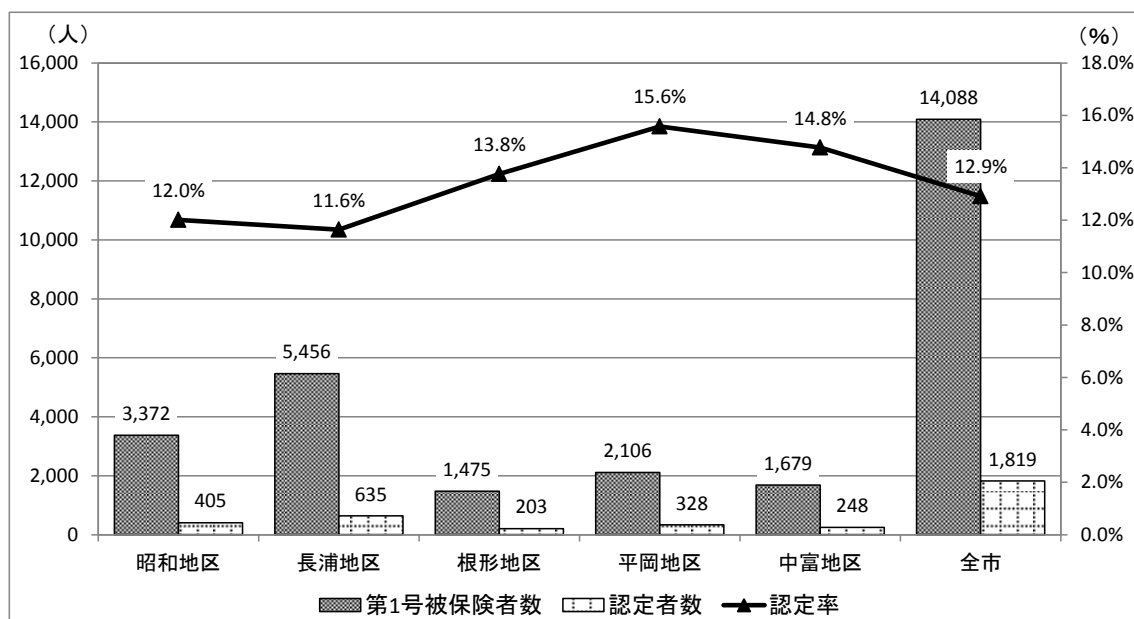


資料: 高齢者支援課(平成 23 年5月1日現在、平成 26 年5月1日現在)

※65 歳以上ひとり暮らし高齢者数は、平成 23 年度より対象者の抽出を開始したため、平成 23 年5月1日のデータとの比較となります。

(2) 介護保険の第1号被保険者数及び要介護（支援）認定者

介護保険の第1号被保険者数及び要介護（支援）認定者数をみると、“平岡地区”と“中富地区”、“根形地区”で「認定率」がやや高くなっています。“全市”での「認定者数」は 1,819 人、「認定率」は 12.9%となっています。



資料: 高齢者支援課(平成 26 年5月1日現在)

(3) 要介護（支援）認定者の内訳

要介護(支援)認定者の内訳の平成21年からの変化をみると、「要支援2」がやや減少傾向となっていますが、その他は全般的に増加しています。

(人)

地区		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
昭和	平成21年	22	74	55	59	47	45	25	327
	平成26年	35	40	92	65	69	63	41	405
	差	13	▲ 34	37	6	22	18	16	78
長浦	平成21年	43	85	92	85	75	81	82	543
	平成26年	74	81	125	97	77	98	83	635
	差	31	▲ 4	33	12	2	17	1	92
根形	平成21年	13	20	23	25	34	19	19	153
	平成26年	20	15	34	46	30	34	24	203
	差	7	▲ 5	11	21	▲ 4	15	5	50
平岡	平成21年	23	45	60	42	47	42	28	287
	平成26年	19	42	64	53	47	59	44	328
	差	▲ 4	▲ 3	4	11	0	17	16	41
中富	平成21年	24	44	34	32	36	32	17	219
	平成26年	25	42	44	38	42	28	29	248
	差	1	▲ 2	10	6	6	▲ 4	12	29
全市	平成21年	125	268	264	243	239	219	171	1,529
	平成26年	173	220	359	299	265	282	221	1,819
	差	48	▲ 48	95	56	26	63	50	290

資料: 高齢者支援課(平成21年4月1日現在、平成26年5月1日現在)

(4) 障害者手帳所持者

障害者手帳所持者の平成 21 年からの変化をみると、どの種別においてもほとんどの地区で増加しています。特に“長浦地区”は、全ての種別で大幅な増加がみられます。手帳の種別では、「身体障害者手帳」の所持者の増加が目立っています。

(人)

地区	身体障害者手帳			療育手帳			精神障害者保健福祉手帳		
	平成 21 年	平成 26 年	差	平成 21 年	平成 26 年	差	平成 21 年	平成 26 年	差
昭和地区	382	414	32	67	87	20	33	63	30
長浦地区	643	710	67	152	213	61	83	149	66
根形地区	182	233	51	31	46	15	28	30	2
平岡地区	263	297	34	45	56	11	19	31	12
中富地区	191	218	27	51	46	▲ 5	21	26	5
市外	11	3	▲ 8	40	45	5	0	0	0
全市	1,672	1,875	203	386	493	107	184	299	115

資料:障がい者支援課(平成 21 年3月 31日現在、平成 26 年3月 31日現在 厚生労働省福祉行政報告例)

(5) 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス支給決定者

障がい福祉サービス支給決定者の平成 21 年からの変化をみると、“全市”では 60 人以上の大幅な増加となっています。

地区別では“昭和地区”と“長浦地区”での増加が目立っており、障がい支援区分別では“区分2”が大幅に増加しているほか、“区分5”と“区分6”も 10 人以上の増加となっています。障がい種別では“重心※”を除く3つの種別で増加しています。(※重心:重度心身障がい者(児))

(人)

地区	平成 21 年	平成 26 年	差
昭和地区	56	91	35
長浦地区	190	216	26
根形地区	47	52	5
平岡地区	32	36	4
中富地区	30	37	7
市外	60	49	▲ 11
全市	415	481	66

(人)

障がい支援区分別	平成 21 年	平成 26 年	差
区分1	23	27	4
区分2	45	72	27
区分3	40	49	9
区分4	35	36	1
区分5	32	45	13
区分6	49	65	16
なし	200	187	▲ 13
全市	415	481	66

資料:障がい者支援課(平成 21 年 10 月1日現在、平成 26 年 10 月1日現在)

※平成 25 年4月1日に「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に改正されました。

(人)

障がい種別	平成 21 年	平成 26 年	差
身体	88	97	9
療育	262	290	28
重心	25	25	0
精神	40	69	29
全市	415	481	66

資料:障がい者支援課(平成 21 年4月1日現在、平成 26 年 10 月1日現在)

(6) 生活保護世帯と被保護者

生活保護世帯と被保護者の平成 21 年からの変化をみると、“昭和地区”で減少していますが、その他の地区では増加しています。全市でみると、平成 26 年3月 31 日現在で「生活保護世帯数」は 194 世帯、「被保護者数」は 271 人となっています。

地区	生活保護世帯数(世帯)			被保護者数(人)			保護率(‰)		
	平成 21 年	平成 26 年	差	平成 21 年	平成 26 年	差	平成 21 年	平成 26 年	差
昭和地区	63	39	▲ 24	69	58	▲ 11	1.1	0.9	▲ 0.2
長浦地区	76	102	26	117	150	33	1.9	2.4	0.5
根形地区	14	21	7	16	22	6	0.3	0.4	0.1
平川地区	23	32	9	24	41	17	0.4	0.7	0.3
全市	176	194	18	226	271	45	3.7	4.4	0.7

資料:地域福祉課(平成 21 年4月1日現在、平成 26 年3月 31 日現在)

※施設入所者及び長期入院患者は除く

※平川地区は、平岡地区と中富地区を合わせたもの

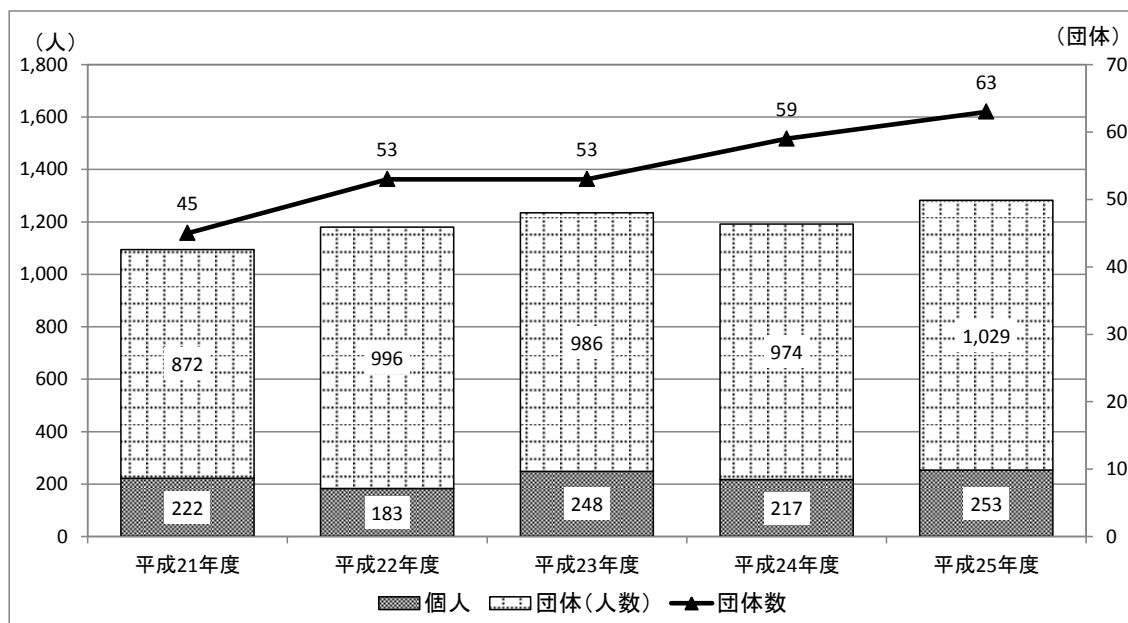
※保護率とは、住民数に対する被保護者の割合

※‰(パーミル)は千分率を表し、ここでは 1,000 人あたりの被保護者の割合を示す

(7) その他

■ボランティア登録数

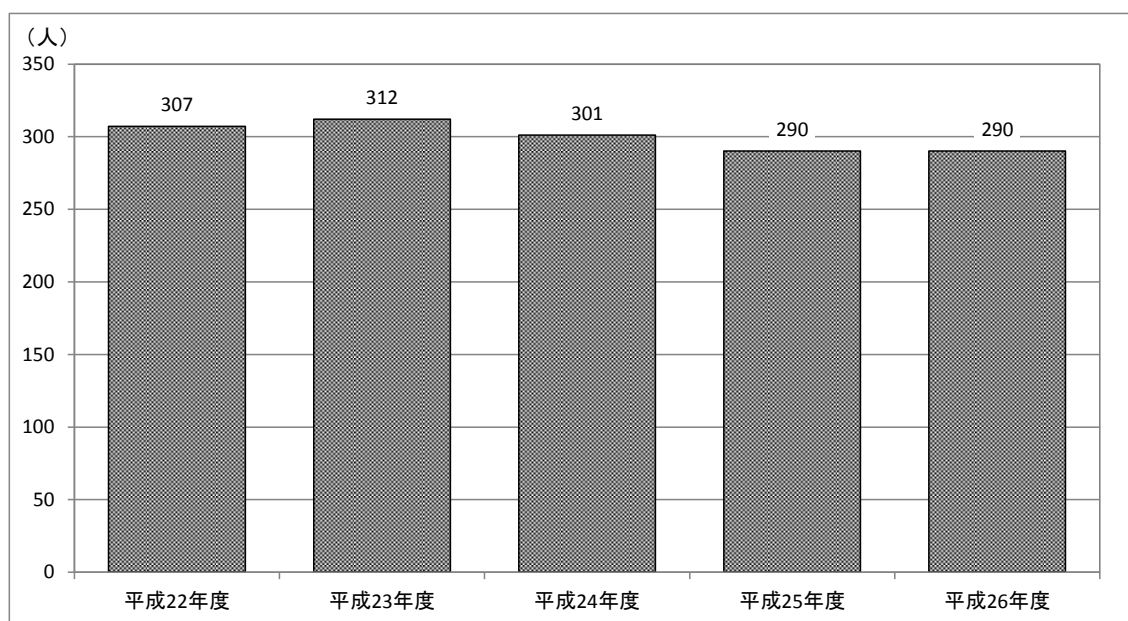
ボランティア登録数の推移をみると、「個人」の人数は年度によってばらつきがあるものの、概ね 200 ～250 人程度となっています。「団体」では、人数にばらつきがあるものの団体数は増加傾向にあり、平成 25 年度には 63 団体、1,029 人となっています。



資料: 社会福祉協議会

■シルバー人材センター登録数

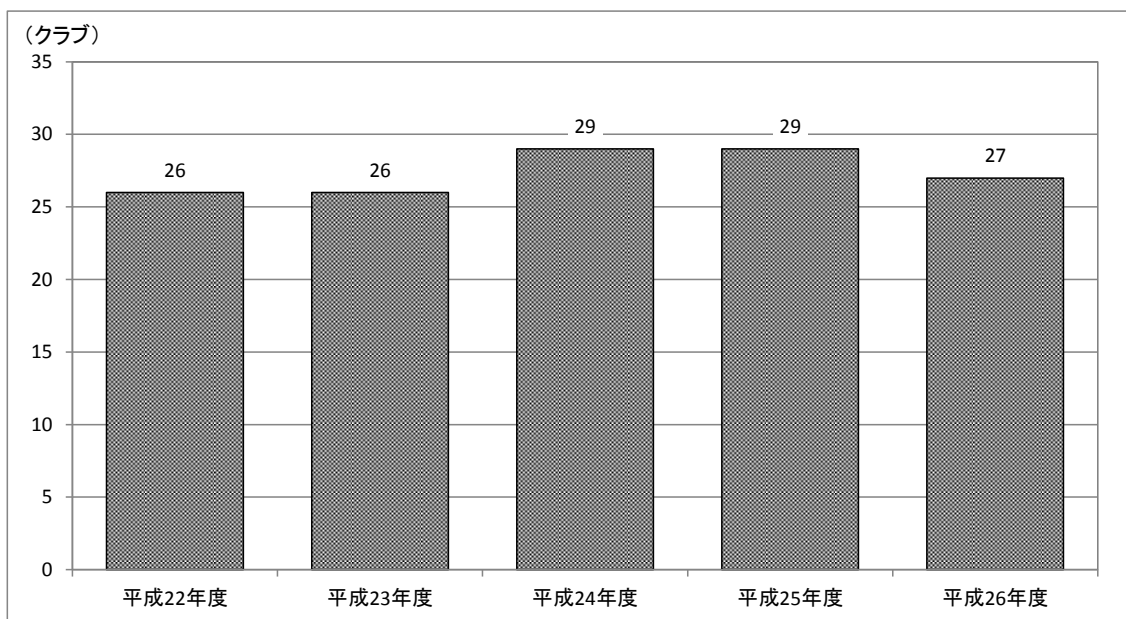
シルバー人材センター登録数の推移をみると、やや減少傾向がみられます。平成 26 年度の登録数は 290 人となっています。



資料: 高齢者支援課

■シニアクラブ数

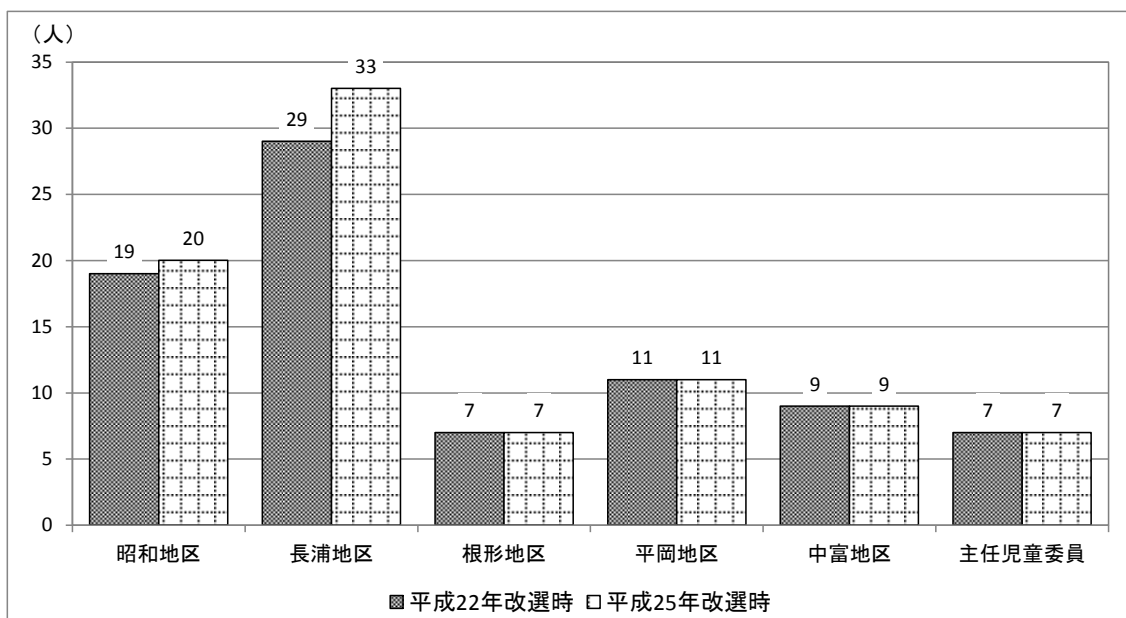
シニアクラブ数の推移をみると、あまり変動がなく、平成 26 年度には 27 クラブとなっています。



資料:高齢者支援課

■民生委員・児童委員数

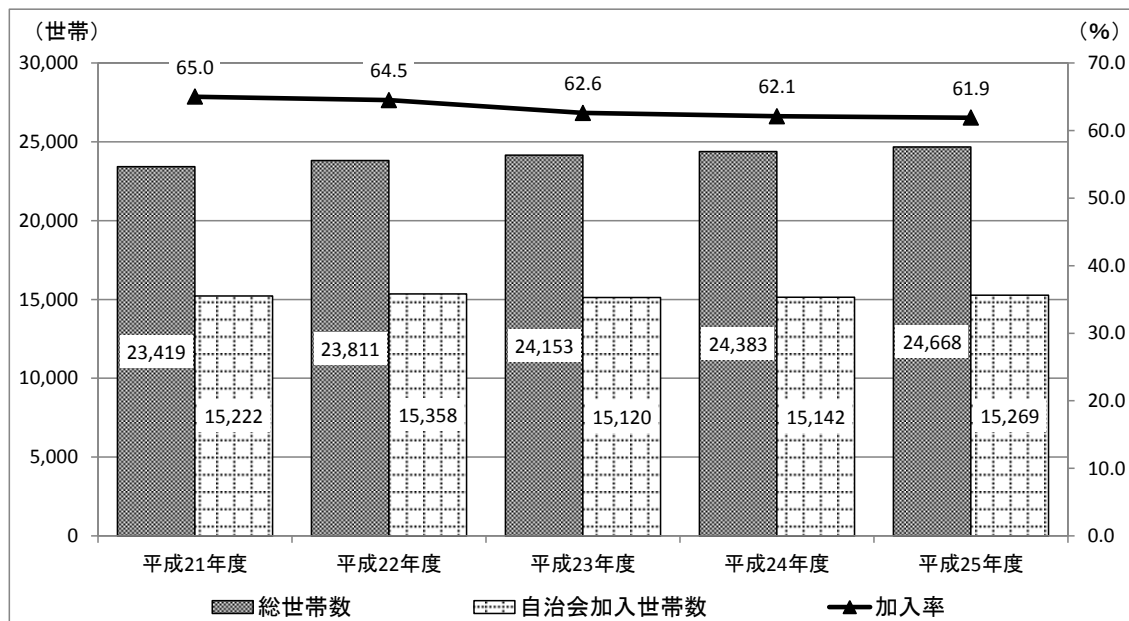
民生委員・児童委員数をみると、平成 25 年の改選時に「昭和地区」と「長浦地区」でわずかに増加していますが、概ね前回と同様の人数となっています。



資料:地域福祉課

■総世帯数と自治会加入世帯数

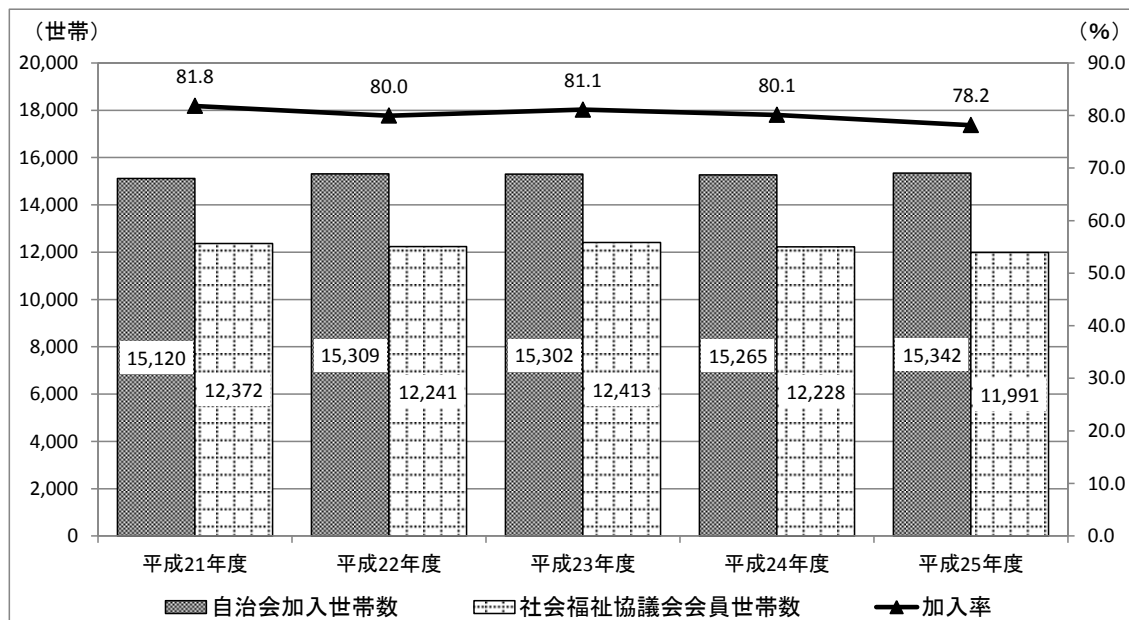
総世帯数と自治会加入世帯数をみると、総世帯数は微増傾向がみられますが、自治会加入世帯数はほぼ横ばいでの推移となっています。



資料: 住民基本台帳(平成24年度までは外国人登録を含む、各年4月1日現在)、市民活動支援課

■社会福祉協議会会員世帯数

社会福祉協議会会員世帯数などの推移をみると、自治会加入世帯数はほぼ横ばいですが、社会福祉協議会会員世帯数は減少傾向がみられます。



資料: 社会福祉協議会

※自治会加入世帯数は、社会福祉協議会会員募集時の自治会加入世帯数

第3章 地域福祉の現状と第2期計画に向けた取り組み

1. 地域福祉計画（第1期）の振り返り

袖ヶ浦市地域福祉計画（第1期）では、次の4つの施策体系に沿って地域福祉を進めてきました。

市の取り組みについては、福祉関係者を中心とした市民で組織した地域福祉推進委員会で施策体系に基づく事業の進行管理を行なっていました。

また、平成 25 年度に実施した市民意識調査及び福祉関係事業者及び福祉関係団体調査、平成 26 年度に実施した地区懇談会において、地域福祉の現状や課題について、市民からの意見を伺いました。

それらの意見等を踏まえ、施策体系に沿って以下のように課題をとりまとめました。

（1）地域の人材づくり

① ボランティア活動の推進

市の取り組み	【今後に向けた課題】
・ボランティア協議会との連携によるボランティア育成支援（地域福祉課・社会福祉協議会） ・平成 22 年度 1,179 人だったボランティア数が、平成 25 年度には 1,282 人に増加 ・NPO法人認証のための手続き等支援の実施（市民活動支援課） ・ボランティア交流会、養成講座、スキルアップのためのステップアップ講座の実施（地域福祉課・社会福祉協議会） ・市民活動情報サイト「ガウラ・ナビ」の開設（市民活動支援課） ・「災害時ボランティアセンター立上げマニュアル」、「災害時ボランティアセンター運営マニュアル」及び「災害時職員対応マニュアル」の整備（社会福祉協議会）	ボランティアについては、登録者数が伸びているものの高齢化、固定化しており、若年層など幅広い層のボランティア確保が課題となっています。 また、現在活動を行っていないが今後の参加意欲をもつ人を、実際の活動参加につなげていくことも課題といえます。
市民意識調査・福祉関係団体及び事業所調査	
・市民意識調査では、「地域活動やボランティア活動への参加状況」に比べ、「地域活動やボランティア活動の今後の参加意欲」が上回る ・福祉関係団体等では、ボランティアの高齢化、固定化が課題 ・福祉関係事業所等では、ボランティアを受け入れやすくする環境整備や、そのための支援が不足	
地区懇談会	
・ボランティアに関する情報提供の充実、相談窓口の設置が必要	

② 地域福祉の担い手の育成

市の取り組み	【今後に向けた課題】
・市内ボランティア団体等へ県等が実施する研修、行事情報を提供(地域福祉課・市社会福祉協議会) ・福祉専門職を採用し、相談業務を強化(地域福祉課・障がい者支援課・高齢者支援課・市社会福祉協議会) 社会福祉士を市3名、社会福祉協議会2名採用(平成 22～24 年度) 包括支援センター相談実績:2,302 回、 障がい者相談事業:563 回(平成 25 年度末)	地域活動のリーダー不足が課題となっています。リーダー養成講座などへの情報にアクセスする方が固定化していることなどが要因となっているため、ホームページや市広報以外の情報提供方法などの検討が課題となっています。 また、地域における福祉、生涯学習、生涯スポーツなどのボランティア活動において、各領域間の横のつながりが不足しているため、地域リーダーの位置づけが明確になっていないこともあげられています。 福祉関係団体、事業者等では、他機関との交流の不足があげられており、交流支援も含めた情報提供、共有なども課題となっています。
市民意識調査・福祉関係団体及び事業所調査	
・福祉関係団体、事業所等では、新規参加者が長続きしないことから、ボランティア、スタッフ等の質の向上が困難 ・福祉関係団体、事業所等では、他機関との交流が不足 ・リーダーとして地域活動を牽引する者が不足	
地区懇談会	
・活動領域ごとの横のつながりが不足	

③ 福祉教育の充実

市の取り組み	【今後に向けた課題】
・子どもの心を育むため、幼児家庭教育学級を市民会館及び公民館で開催。また、発達段階に応じた家庭教育学級や生涯各期にわたる講座を開催し、カリキュラムの中で福祉や人権についての学習を実施(生涯学習課・市民会館・公民館) 幼児家庭教育学級開催回数:390 回、352 人(平成 25 年度) 地域家庭教育学級開催回数:14 回、165 人(平成 25 年度) ・市内全小中学校で教育課程に位置づけ福祉教育を実施(学校教育課) 体験学習等:13 回 講演会:9回 ボランティア活動4回(平成 25 年度)	市民意識調査と地区懇談会からは、「地域福祉」の認知度の低さがあげられたことから、福祉の担い手のすそ野を広げるため、「地域福祉」や福祉全般について啓発を図ることが課題といえます。
市民意識調査・福祉関係団体及び事業所調査	
・市民意識調査からは、市民の「地域福祉」への理解は十分とはいえない ・市民意識調査の“地域福祉活動における市民の役割”などの設問で、福祉やボランティアなどに関する教育を受ける意識の低さがみられる	
地区懇談会	
・「地域福祉」に馴染みの薄い人が多い ・早期からの福祉教育の更なる充実が必要 ・介護の方法や障がい者への対応など、具体的な方法が学べる福祉講座が必要	

(2) 地域のつながりの回復・情報の共有

① 市民同士のつながりづくり

市の取り組み	【今後に向けた課題】
・基本的な生活習慣指導のための「がうらっ子の心得」や地域全体で子どもを育む環境づくりのための「子育ての提言」の中であいさつを励行し、市内小中学校においてあいさつ運動を展開(学校教育課) - あいさつがよくできる児童生徒の割合:85.8%(平成 25 年度) ・「一人暮らし高齢者及び高齢者世帯」の情報を民生委員に提供し、地区内の高齢者の見守り、把握を実施(高齢者支援課) ・市内各種事業等との連携による「高齢者見守りネットワーク事業」を平成 24 年度から開始(高齢者支援課)	あいさつ運動などの啓発は進んでいるものの、高齢化や市民意識の変化により、近所づきあいが希薄化しており、その結果、要援護者の把握が困難であることや、地域の生活マナーの低下などが課題となっています。
市民意識調査・福祉関係団体及び事業所調査	
・市民意識調査では、「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」を大切だと感じている人が 81.8%を占める ・市民意識調査からみえる近所づきあい促進への問題点としては、30～59 歳以下では「仕事や家事、育児による時間不足」が、高齢者では「かかわりを持ちたくない」、「気の合う、話が合う人がいない」などが多い	
地区懇談会	
・近所づきあいの希薄化が進み、自治会等への加入者や地域行事への参加者が減少。また、希薄化により近隣者の状況がわからないため、支援を必要としている人の把握が困難 ・自治会等地域活動による作業負荷への懸念から、高齢者の退会者増加 ・ごみ出しルールやペットの扱いなど、生活マナーの低下が進行	

② 地域交流の場づくり

市の取り組み ・地域福祉を推進する団体間での連携のための活動拠点を整備(地域福祉課) - 長浦おかのうえ図書館内に福祉団体交流室を設置(平成24年度)	【今後に向けた課題】 地域での身近な交流の場や機会が不足しており、特に高齢者等が徒歩で気軽に集まれる場所が不足していることが課題となっています。 また、地域交流施設として整備した福祉団体交流室について、十分な活用がなされなかったため、あり方などを検討していく必要があります。
市民意識調査・福祉関係団体及び事業所調査 ・福祉関係団体に他団体等との交流機会を望む意見がある	
地区懇談会 ・地域内に高齢者が気軽に集まれる場所や機会がない ・子育て中の親が集まれる場所や居場所がない	

③ 情報の提供と共有のシステムづくり

市の取り組み	【今後に向けた課題】
・「生活保護のしおり」を発行し窓口で配布するとともに、平成 24 年度から面接相談員を配置し、低所得者層への福祉の充実を図っている(地域福祉課) - 相談件数:311 件(平成 25 年度) ・「障がい福祉のしおり」を発行し窓口で配布するとともに、障害者週間に合わせて毎年 12 月 1 日の広報で「障がい者福祉特集号」を発行し、制度の周知を図っている(障がい者支援課) ・「高齢者福祉のしおり」を発行し窓口で配布するとともに、毎年 4 月 1 日の広報で介護保険制度及び高齢者福祉の特集号を発行し、制度の周知を図っている(高齢者支援課) ・「すくすく子育てぶっく」を発行し窓口で配布するとともに、平成 22 年 5 月に子育て支援ポータルサイト「はっぴー ネット」を開設し、子育てに関する情報提供を実施(子育て支援課) - アクセス数:5,697 件(平成 25 年度)	生活困窮者、障がい者、高齢者、子育てなど、それぞれの分野で様々な制度があり複雑化していることから、市民が効果的に活用できるよう、制度の紹介、利用方法、制度改正時の情報などさらにわかりやすく周知することが課題となっています。 また、必要な人に必要な情報をすぐ届けられるように、伝達方法を対象となる年齢層で考慮するなど、多様な情報提供方法を活用するよう検討することも重要です。
市民意識調査・福祉関係団体及び事業所調査	
・市民意識調査では、保健福祉のサービスなどの情報入手手段は「市や県の広報、チラシ」が 77.8%を占める ・市民意識調査において、20～39 歳の若年層ではインターネットのホームページからの情報入手が他世代よりやや多く、65 歳以上では「行政センター・公民館」、「友人・知人」、「社会福祉協議会」、「医療機関・医師」など多岐にわたっている。 ・福祉関係団体・事業所等では、市民や地域のニーズ把握などの情報を求めている	
地区懇談会	
・ボランティア活動の活性化につながる情報提供の充実、相談窓口の設置などが必要 ・生涯学習や生涯スポーツについても、参加者や参加機会を増やすために情報提供の充実が必要	

(3) 地域福祉サービス・仕組みの充実

① 支え合いの仕組みづくり

市の取り組み
・身近な地域で保健福祉の相談ができる専門職員を配置した窓口の整備(地域福祉課・高齢者支援課・健康推進課)ながら健康福祉支援室・地域包括支援ながらサブセンターの設置(平成 25 年4月1日開所) 相談件数:2,145 件(平成 25 年度) ひらかわ健康福祉支援室・地域包括支援ひらかわサブセンターの設置(平成 27 年4月1日開所予定) ・「高齢者支え合い活動事業」の一環で市シニアクラブ連合会に運営費補助金を交付し、緊急時の連絡先を記したSO Sハンカチを作成、配布(高齢者支援課) 作成枚数:3,000 枚(平成 24 年3月から市シニアクラブ連合会が作成、配布)
市民意識調査・福祉関係団体及び事業所調査
・市民意識調査では、「支え合いの仕組みづくり」への施策評価は、満足度、重要度ともに平均値を下回る ・市民意識調査では、相談先として「家族・親族」(67.1%)、「市役所など行政機関」(59.0%)が上位を占める ・市民意識調査では、地域福祉を支える人材である民生委員・児童委員の居住地区での認知度は 26.4%、福祉に関する相談相手として民生委員・児童委員を回答している割合は 8.3%
地区懇談会
・近所づきあいの希薄化が地域での支え合い推進の支障となっている

【今後に向けた課題】

地域の相談窓口の整備については、すでに設置済みのながら健康福祉支援室では相談件数が増加するなど一定の成果が出始めているものの、まだ認知度は十分とはいえないため、更なる周知が必要となっていことから、平成 27 年4月1日に開設予定の「ひらかわ健康福祉支援室」と併せて、様々な手段による周知を図る必要があります。

また、地域における身近な相談相手として民生委員・児童委員は重要な存在ですが、認知度はそれほど高くありません。特に若年層における認知度の低さが顕著となっており、幅広い年齢層に向けた周知が今後の課題といえます。

② バリアフリー化の促進

市の取り組み
- 交通バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化の整備推進(土木建設課) - 長浦駅及び袖ヶ浦駅の駅舎改修、自由通路の整備 - 市道袖ヶ浦駅前線共同溝整備工事に伴う歩道のバリアフリー化の実施
市民意識調査・福祉関係団体及び事業所調査
市民意識調査では、「バリアフリー化の促進」への施策評価は、「重要である」が 57.6%と重要視されている一方で、「満足している」は 10.1%と満足度は低い
地区懇談会
私有地から道路敷地等へはみ出している草木等の管理を怠る人の増加

【今後に向けた課題】

バリアフリー化の促進について、重要視されている一方満足度が低いことが課題となっています。

私有地の草木の管理を怠り道路等の通行に支障をきたすケースの増加に例を見るように、日常のバリアフリーを阻害するモラルの低下も課題となっています。

③ 移動手段の確保

市の取り組み
- 平川地区において、地域支え合いを基本とした取り組みを平成 25 年 11 月から試験的に実施し、この活動において日常的な移動手段の確保を図る(企画課) - 利用会員登録:37 人 提供会員登録:19 人 - 利用者数:延べ 403 人(平成 25 年 11 月～平成 26 年3月末) - 高齢や障がいなどで一般の交通手段では医療機関等への移動が困難な方を対象とした移送サービスの実施(高齢者支援課、障がい者支援課) - 市社会福祉協議会の事業として実施 - 利用登録数:101 人 延べ利用回数:313 人 - ボランティア:運転者 29 人、付添者 41 人(平成 25 年度)
市民意識調査・福祉関係団体及び事業所調査
市民意識調査では、“地域社会の中で安心して暮らしていくために大切だと思うこと”として「交通の便の改善」が 27.3%を占める
地区懇談会
- 高齢などの理由により、車を運転できなくなった時の不安 - 外出時の移動支援(車での移送に限らず、公共交通利用の際のサポートも含む)や買い物を支援する仕組みづくり - バスなどの公共交通の運行

【今後に向けた課題】

車での移動が容易にできない場合など、移動手段に起因する生活不安の解消が大きな課題となっています。

また、平川地区で試験的に実施している実証事業における外出支援活動は、地域住民自らが運営することから、運営資金の確保や事業に対する地域理解の取得、活動に伴う事故等が懸念されます。

医療機関等への移送サービスについては、運転及び付添ボランティアの安定的確保を図ることが課題といえます。

④ 権利擁護の推進

市の取り組み	【今後に向けた課題】
・成年後見制度利用支援事業の普及啓発(高齢者支援課・障がい者支援課) 相談対応件数:84回、29人(平成25年度) ・日常生活自立支援事業は地域包括支援センターが窓口となり、実施主体である「きみつ広域後見センター」と連携してサービス利用につなげている ・虐待防止対策の推進として、市民や関係機関等へパンフレット等による啓発を実施(子育て支援課・高齢者支援課・障がい者支援課) 児童虐待への対応では、袖ヶ浦市児童福祉支援対策地域協議会により関係機関が情報を共有し、早期発見・早期対策につなげている 高齢者虐待へは、地域包括支援センターを中心として関係機関と連携を図り、包括的・継続的に対応 障がい者虐待へは、通報、届出の受理、関係事務を24時間365日対応で実施	成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する認知度は以前に比べて向上しているものの依然として低く、特に、若年層の認知度はかなり低くなっています。 今後に向けては、認知症や障がいなどにより深刻な状態に陥る前に制度利用の検討ができるよう、幅広い世代を対象とした制度の啓発が課題といえます。 また、虐待防止については、市民の協力や関係機関の連携で適切な対応ができていますが、発生件数自体は増加傾向にあるため、今後も継続的な取り組みを行うことが重要です。
市民意識調査・福祉関係団体及び事業所調査	
・市民意識調査における成年後見制度の認知度は39.9%(前回比+13.7%)、日常生活自立支援事業の認知度は14.8%(前回比+2.4%)となっており、前回に比べて上昇しているものの依然として低い ・市民意識調査では、「権利擁護推進」への施策評価は、「重要である」が31.2%とあまり重要視されていない	
地区懇談会	
・特に意見等はありませんでした	

⑤ サービスの質の確保

市の取り組み	【今後に向けた課題】
・千葉県が実施する介護サービス情報の公表制度について、県と連携し、事業者への普及を図っている(高齢者支援課) ・介護相談員(2名)がサービス利用者宅や介護サービス提供施設への訪問相談活動を実施し、サービスの質の向上に努めている(高齢者支援課) 施設訪問等実績:375件 在宅訪問等実績:396件(平成25年度) ・身体障害者相談員(4名)、知的障害者相談員(2名)が日常生活上の悩み事、心配事の相談に応じている(障がい者支援課)	サービス利用者保護のため、引き続き、介護サービス情報の提供に努めるとともに、事業者に向けては、県が実施する介護サービス情報の公表制度や福祉サービスの第三者評価事業の普及、啓発に、より一層努める必要があります。
市民意識調査・福祉関係団体及び事業所調査	
・市民意識調査の“地域社会の中で安心して暮らしていくために大切だと思うこと”では、「福祉・保健サービスの充実」(40.3%)が上位にあげられている ・市民意識調査の“地域福祉の推進に向けて公助で重要だと思うこと”では、「公的福祉サービスの質の向上を図る」(36.6%)と「公的福祉サービスの量の充実を図る」(31.8%)が上位にあげられている ・福祉関係事業所では、利用者増やニーズの多様化から作業負担が高くなり、スタッフの確保が困難になりつつある	
地区懇談会	
・特に意見等はありませんでした	

(4) 地域で守る安心・安全

① 防犯活動の充実

市の取り組み
・自主防犯組織の設立促進に努めるとともに、資材等の貸与やリーダー研修会の実施などにより、活動の推進に努めている(市民活動支援課) 自主防犯組織数:43 団体、2,152 名(平成 25 年度) ・消費者意識の啓発と消費者利益の保護のために、消費生活相談、消費者教室などを実施(経済振興課) 消費生活相談:192 件 消費者教室:4回、126 人 消費生活相談員出前講座:2回、13 人(平成 25 年度)
市民意識調査・福祉関係団体及び事業所調査
・市民意識調査の“高額商品など購入契約時の内容理解”では「理解するのが難しい」と感じている人が 47.1%と約半数を占める
地区懇談会
・空き家の増加や通学路への不審者の増加などに対して、地域でのパトロール実施などの対策が必要 ・防犯灯の設置

【今後に向けた課題】

犯罪や不審者の増加等へ対応するため、地域における自主防犯組織の必要性を啓発し、実際の組織設立を促進していくことが課題となっています。

また、消費者保護においては、振り込め詐欺や訪問販売などの手口が悪質巧妙化していることから、このような被害から市民を守るため、相談員のスキルアップなど相談体制の更なる充実を図ることが課題といえます。

② 防災体制の強化

市の取り組み
・住宅用火災警報器の設置促進(予防課) 個別訪問による設置状況調査:670 軒中 設置:377 軒 設置率:56.3% (平成 25 年度) 電話聞き取りによる設置状況調査:305 軒中 設置:162 軒 設置率:53.1% (平成 25 年度) ・震災火災対策自主防災組織整備の推進(危機管理課) 自主防災組織数:68 組織(平成 25 年度) 防災訓練指導回数:19 回、34 組織 リーダー研修会参加者数:47 人 (平成 25 年度) ・災害時要援護者登録を手あげ及び同意方式により実施。 登録情報は個人情報に配慮しつつ、避難支援者(民生委員、区等自治会)に提供 提供数:183 区等自治会のうち 111 区等自治会に提供(平成 25 年度) 全民生委員に登録情報の提供を実施(平成 22 年度～) ・「災害時ボランティアセンター立上げマニュアル」、「災害時ボランティアセンター運営マニュアル」及び「災害時職員対応マニュアル」の整備(社会福祉協議会) ※再掲
市民意識調査・福祉関係団体及び事業所調査
・市民意識調査では、身近な地域で援助を受けるための個人情報の開示意向は、積極的開示と必要最小限の開示を合わせて 93.4%と高い。また、地域の援助受けることへの意向も「頼みたい」が 81.2%と高い
地区懇談会
・災害時の避難場所や避難方法に不安を感じている ・(役員等の意見として)高齢者や要援護者に関する名簿の取り扱いや支援方法が明確でない、支援者がいないなどの意見がみられる

【今後に向けた課題】

要援護者名簿や一人暮らし高齢者名簿などの管理・活用方法や地域における対応方法などが明確になっていないこと、地域の高齢化などにより災害時に支援者となる世代が減少してきていることなどが課題となっています。

地域の自主防災組織の結成促進への取り組みでは、組織数の増加などである程度の成果がみられるものの、地域によって自主防災に対する意識の差がみられることから、一層の啓発に努めて自主防災組織の結成を促進していく必要があります。

また、住宅用火災警報器の設置についても地域による意識の差が大きく、様々な伝達手段を活用して啓発に取り組み、設置率の向上に努めることも課題といえます。

③ 交通安全意識の高揚

市の取り組み	【今後に向けた課題】
・警察、交通安全協会、交通安全母の会の協力のもと、交通安全指導・講習会・街頭啓発を実施(市民活動支援課) 指導実績:109 回、8,463 人 啓発活動実績:12 回(平成25 年度) ・警察への交通規制要望の実施(市民活動支援課)	引き続き、学校やシニアクラブの会合等に出向いて交通安全教室の実施、運転者への安全運転啓発などに取り組み、交通安全意識の啓発に努めていくことが課題といえます。
市民意識調査・福祉関係団体及び事業所調査	
・市民意識調査の“地域社会の中で安心して暮らしていくために大切だと思うこと”では、「防犯・交通安全・防災のための見守り・パトロールの充実」(34.5%)が上位にあげられている	
地区懇談会	
・交通量の多い道路における事故防止対策の実施 ・子どもの通学路における安全対策の充実が必要	

コラム：民生委員・児童委員の活動とは

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、住民の立場に立って生活や福祉全般に関する相談・援助活動などを行なっています。

また、すべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、子育てに関する様々な相談に応じるなど、様々な支援を行なっています。

核家族化が進み、地域のつながりが希薄化する今日、子育てや介護に悩みを抱える方や、障がいのある方・高齢者などが孤立することなく、必要な支援が受けられるよう、民生委員・児童委員が地域の身近な相談相手として、住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役となります。

（５）社会福祉協議会の課題

施策体系ごとの課題に加え、共に地域福祉を進めていく団体である社会福祉協議会については、以下のような課題があげられています。

① 社会福祉協議会会員加入数の減少

社会福祉協議会の会員数が減少傾向にあり、会員数の減少は社会福祉協議会の自主財源のひとつである会費の減少にも繋がっています。

② 社会福祉協議会の運営基盤の強化

市民意識調査において、社会福祉協議会の円滑運営のためには職員等の資質向上、活動に主体的に取り組む意識の醸成が必要という意見がみられました。また、福祉関係団体等との関わりでは経済的な連携だけでなく、事業の共同展開なども検討し、共に地域福祉を盛り上げていく姿勢を打ち出していくことを求める声もありました。

さらに、安定的な財源の確保を目指し、会員募集を中心として、財源に関する各種事業の実施方法の見直しや整理などを検討することも課題となっています。

③ 社会福祉協議会の認知度

社会福祉協議会の認知度はそれほど低くはありませんが、事業などを含めた活動内容までを知っている方はあまり多くありません。全般的に実施事業の認知度はあまり高いとはいえず、特に、実施事業などにあまり関わることの少ないと考えられる若い世代では、その傾向が強くなっています。

（６）地域福祉計画の推進に関する課題

地域福祉計画の推進については、以下のような課題があげられています。

① 庁内体制及び社会福祉協議会との連携・情報共有体制の整備

実施事業の内容が多岐に渡る場合、細かい部分での庁内における担当課や役割が明確にされていない現状があるため、それぞれの実施事業の担当課や役割を明確にし、関係機関等を含めて情報などの共有を図ることが課題となっています。また、市と社会福祉協議会との役割分担についても同様です。

② 計画の認知向上の必要性

地域福祉計画、地域福祉活動計画ともに認知度がそれほど高くない現状があります。これは、市民に対しても、福祉関連事業者、団体等に対しても同様となっており、より一層の周知を図り認知度の向上に努めることが課題となっています。

2. 第2期計画の実施に向けて

地域福祉の現状などを総括して、「袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)」の実施に向けて取り組むべき事柄を、以下のようにまとめました。

(1) 地域の人材づくり

① ボランティア育成・活動体制などの整備促進

市民意識調査からはボランティアへの参加意向は決して低くはないため、ボランティアの育成や参加しやすい仕組みづくりなどの整備を図ることが重要です。ボランティア活動の周知や活動主体からの情報発信の支援、福祉事業所や福祉関連団体などとの連携による受入体制の整備など、円滑な活動環境を整備し、潜在的な参加意向を実際の活動へ結びつけていく仕組みを作る必要があります。

② 「地域福祉」の啓発

地域福祉を推進するためには、まず、市民に広く「地域福祉」という考え方を理解してもらうことが必要です。

意識調査結果などからは、市民の地域の福祉活動への関心は決して低くありません。こうした関心を地域福祉の活動参加に繋げ、地域の人々を中心とした福祉活動の仕組みづくりを促進していくためにも、「地域福祉」のより一層の啓発に努める必要があります。

また、日頃からのあいさつなどによる地域のつながりづくりを進め、「地域福祉」を行いやすい環境づくりに取り組んでいくことも必要です。

(2) 地域のつながりの回復・情報の共有

① 地域の交流の場づくり

地域における身近な交流の場が不足していることが、近所づきあいの希薄化や地域ぐるみの活動、情報共有が困難であることなどの要因となっています。各地域に身近な交流の場づくりを推進し、地域住民や地域活動団体間のコミュニケーションを深め、様々な活動の幅を広げていくことが、地域における主体的な福祉活動の推進や支え合いの仕組みづくりに有効と考えられます。

② 情報収集・提供体制の構築、情報共有・連携体制の検討

様々な福祉施策を円滑に実施していくためには、地域福祉に関わる機関・団体(行政、社会福祉協議会、福祉事業所、福祉関連団体など)の情報収集・提供体制を構築する必要があります。そして、市民のニーズや動向などを的確に把握し、情報を広い範囲に向けて効率的に伝えられるように、行政(庁内間も含む)、機関や団体の垣根を越えた情報共有・連携体制を検討する必要があります。

③ 福祉事業所・福祉関連団体の交流機会の充実

地域福祉を推進するうえで、福祉の専門家である福祉事業所や福祉関連団体の協力は欠かせません。しかしながら、現状では地域住民や福祉事業所・福祉関連団体間、行政との交流が十分に行われているとはいえません。

地域住民との交流では地域に根ざした活動や地域貢献の推進、他事業所・団体との交流では新しい気づきや新たな活動の創出などが期待できます。さらに行政も含め、本市における福祉の協働体制の充実を目指すために、福祉関連事業所・団体の地域住民や行政等との交流機会の充実を図る必要があります。

(3) 地域福祉サービス・仕組みの充実

① 生活困窮者支援の推進

平成 25 年 12 月に生活困窮者自立支援法が成立し、生活保護に至る前の生活困窮者への支援(第2のセーフティネット)を地域福祉計画の中で取り組んでいくことが定められました。

全国的に生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層が増加しており、本市においても同様の傾向がみられることから、相談体制の整備や権利擁護の施策などと連携を図りつつ、生活困窮者の自立支援を推進する必要があります。

② 相談体制の整備・充実

福祉の範囲は広く、様々な制度や事業があるため、それらを効率的に利用することは非常に難しくなっています。そうした制度や事業を必要とする方が、必要とする制度や事業等をきちんと利用できるよう総合的かつ専門的な相談体制の構築が必要とされています。また、それらの相談体制の周知と併せ、地域における市民の身近な相談相手となる民生委員・児童委員の認知度の向上に努める必要があります。

③ 移動手段の確保

高齢化により移動手段に起因する生活不安への意見が多くみられました。様々な要因により公共交通機関の運行が難しい地域もあるため、現在試験的に実施している支え合いを基本とした取り組みについて検証を行い、支援の仕組みづくりを推進する必要があります。

④ 権利擁護の推進

市民意識調査などから、成年後見制度や日常生活自立支援事業、虐待防止や消費者権利の擁護など、様々な権利擁護の制度や事業の認知度は向上していますが、制度や事業が有効に活用され、市民の権利が守られる社会とするために、その内容や利用方法、相談窓口などについて一層の周知・啓発に努める必要があります。

また、実施体制についても、関連機関等との連携や情報共有体制の構築などの検討を進める必要があります。

(4) 地域で守る安心・安全

① 防災・防犯の仕組みづくり

様々な災害や犯罪などから地域ぐるみで身を守っていくため、地域での支え合いを促進するための意識啓発や自主組織の結成促進を図る必要があります。また、地域の特性に応じた支え合いの仕組みの構築と防災・防犯体制の整備を促進する必要があります。

(5) 地域福祉推進の基盤づくり

① 地域における主体的な福祉活動の実施体制の検討

地域福祉を推進するにあたっては、身近な地域ごとに、その特性に合わせた活動を行う必要があります。そのためには身近な地域課題を把握し、地域としての目標や活動内容などを主体的に決定し、実施する体制の整備が求められます。身近な地域ごとに、主体的に地域福祉に取り組む体制を構築するための検討を進める必要があります。

(6) 社会福祉協議会の基盤強化と活動の周知・質の向上

社会福祉協議会の安定的・継続的な活動は、地域福祉を推進していくうえでとても重要なことです。そのためには、職員等の更なる資質の向上、安定的な財源確保など、社会福祉協議会の基盤強化の取り組みを支援していく必要があります。

また、社会福祉協議会の活動は、福祉に関わりの少ない若年層からの認知度がそれ程高くないため、広報活動や地域住民との交流機会などを通じて、社会福祉協議会という団体についての理解促進を支援していく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方と目標

1. 基本理念

本市では、袖ケ浦市総合計画において、市の将来都市像を「自立と協働のまち・人いきいき、緑さわやか、活力あふれる袖ケ浦」とし、その実現のために、「市民との協働」、「健全な行財政運営」、「行政分野に応じた体系」を重視する視点として、「市民生活」、「防犯・防災」、「保健・医療・福祉」、「学校教育・生涯学習」、「環境」、「産業振興」、「都市形成・都市基盤」、「行財政」の8つの分野を配置し施策を進めています。

地域福祉計画(第1期)においては、誰もが住み慣れた地域で、安心して充実した生活を送れるよう、高齢者、障がいのある人、子どもや子育て中の人などが区別されることなく、健康でいきいきと暮らすことができる地域社会をつくっていくことを目的として、「市民誰もがそれぞれの地域でその人らしい 安心して充実した生活をおくれるまちづくり」を基本理念としました。

地域福祉計画(第1期)は、地域福祉のあり方に関して土台を形づくるということもあり、ある程度の成果がみられつつも、現状では地域福祉への意識の浸透が十分でなく、今後も地域福祉への意識を醸成する必要があります。このことから、地域福祉計画(第2期)においても地域福祉計画(第1期)の基本理念を継承し、引き続き、市民誰もが住み慣れた地域で、安心して充実した生活を送れる地域社会の実現を目標として、市民が自ら福祉活動に取り組み、様々な課題を地域や行政全体が協力し合って解決していく仕組みの構築を目指していきます。

さらに、近年の社会情勢を鑑みて生活困窮者への様々な自立支援の充実も図っていきます。

基本理念

「市民誰もがそれぞれの地域でその人らしい
安心して充実した生活をおくれるまちづくり」

また、基本理念とともに3つの視点も継承し、地域福祉計画を推進します。

○基本視点1 すべての個人の人間性を尊重します

- ・障がいの有無や国籍・性別・年齢等の違いを認め合い、それぞれの価値観を大切に
し、個人個人が持っている能力を生かしながら、自分らしく生活できるようにしてい
きます。

○基本視点2 自立した日常生活を支えるためのネットワークづくりを推進します

- ・支援を必要とする人に様々なサービスが適切に提供できるよう、地域福祉を推進する
体制の充実を図るとともに、地域の多様なネットワークの連携と協働を深め、総合的な
地域福祉を推進します。

○基本視点3 市民参加による協働と助け合いのまちをつくります

- ・市民や団体等、地域の人々が福祉活動を理解し、行政とともに参加し協力して活動
できる環境をつくります。

2. 計画の目標

前期計画の基本理念を継承したことから、本計画の目標についても、以下の4つを前期計画から継承します。さらに、これまでの基本目標に加えて、身近な地域における福祉活動の推進体制構築を目指し「地域福祉推進の基盤づくり」を定めます。

1. 地域の人材づくり

地域福祉を実効あるものとしていくためには、市民の自主的・主体的地域福祉活動が欠かせません。

このため、「ボランティア活動の推進」、「地域福祉の担い手の育成」、「福祉教育の充実」の各施策を進め、地域福祉を推進する人材を育成します。

2. 地域のつながりの回復・情報の共有

都市化、核家族化が進み、人と人のつながりが希薄になっていくなか、福祉サービスの提供をすべて市場経済に委ねることは、非効率であり無理があります。地域の交流を促してつながりを回復し、共に支え合い、助け合えるよう、情報を互いに共有し相談に応じ、地域や福祉関係団体などとの連携・協力のもとに地域福祉活動を推進します。

このため、「市民同士のつながりづくり」、「地域交流の場づくり」、「情報の提供と共有のシステムづくり」の各施策を進めていきます。

3. 地域福祉サービス・仕組みの充実

地域福祉が充実したものであるためには、質の高い保健・医療・福祉サービスが提供できる仕組みづくりが必要です。そして、その基盤のうえに、市民や地域が日常生活を送るうえで必要な支え合いの仕組みを自分たちでつくり、運営していく必要があります。

また、景気の低迷や雇用不安により誰もが生活困窮に陥る恐れがある社会情勢の中、本計画では生活困窮者の自立支援の充実も重要な取り組みとなります。

このため、「支え合いの仕組みづくり」、「バリアフリー化の促進」、「移動手段の確保」、「権利擁護の推進」、「サービスの質の確保」、「生活困窮者の自立支援」の各施策を進めていきます。

4. 地域で守る安心・安全

市民が地域で安心して暮らせるよう、「防犯活動の充実」、「防災体制の強化」、「交通安全意識の高揚」の各施策を進めていきます。

5. 地域福祉推進の基盤づくり

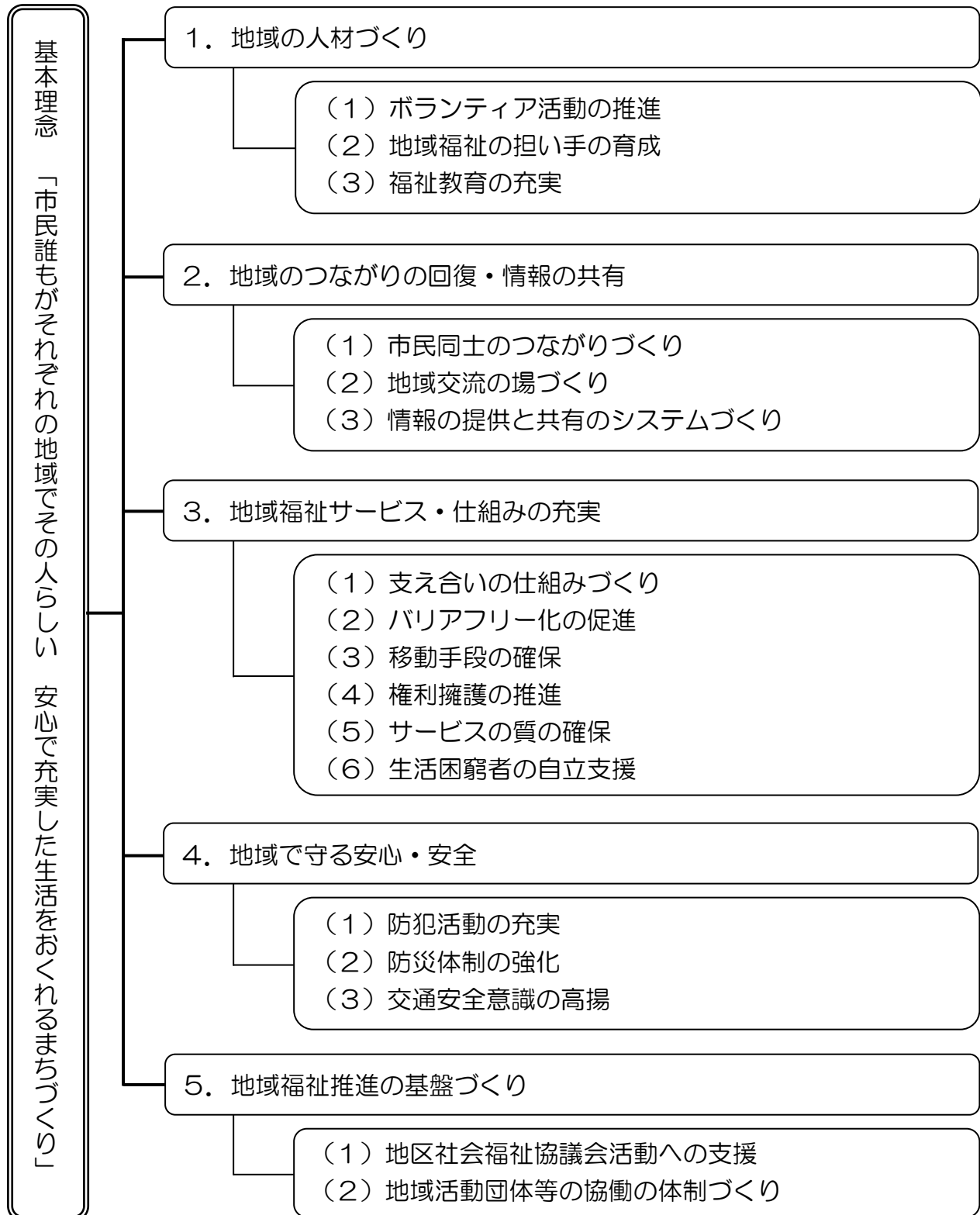
身近な地域の生活や福祉の課題に対応していくためには、地域の住民や当事者、関連機関などの人々の参画意識の醸成や活動に取り組む体制の構築が必要となります。

本計画では、地域住民や地区社会福祉協議会等を中心に具体的な体制の検討を進め、地域の課題を地域で支え合い、解決できる基盤づくりに取り組みます。

このため、「地区社会福祉協議会活動への支援」、「地域活動団体等の協働の体制づくり」の各施策を進めていきます。

3. 施策体系

本計画の施策体系を、以下のとおり定めます。これらの施策を総合的かつ計画的に、互いに連携を図りながら推進します。



4. 協働による計画の推進

本計画を円滑に推進していくためには、地域社会を構成する地域住民、福祉事業所・団体等、社会福祉協議会、行政などが地域課題への共通認識を持つとともに、「自助」、「共助(互助)」、「公助」というそれぞれの役割を担い、自発的・自主的な取り組みや協働での取り組みを行っていくことが重要です。

(1) 「自助」、「共助(互助)」、「公助」

【自助】

地域住民や家族が支え合い、自ら生活課題などに取り組むことを、「自助」といいます。また、日頃から地域の一員として地域内でのつながりを作ることや、自助のみでの解決が難しい問題について助けを求めることも「自助」といえます。

【共助(互助)】

地域の区・自治会、民生委員・児童委員等が互いに助け合って取り組む活動を、「共助(互助)」といいます。また、地域内での近所づきあいや支援が必要な人を気にかけること、話し相手になることなども「共助(互助)」といえます。

【公助】

市や社会福祉協議会、また、保健・医療・福祉のサービス提供事業者が地域で専門性を発揮して取り組む活動を、「公助」といいます。また、「自助」、「共助(互助)」を支援する施策(環境整備など)も「公助」といえます。

(2) 地域住民の役割

地域福祉計画の実現には、地域住民、事業所・団体、社会福祉協議会、そして行政が一体となって主体的に推進していく必要があります。特に、地域に住み、地域を一番よく知っている地域住民の一人ひとりが地域福祉を推進する主役といえます。

地域住民は福祉サービスの利用者であるだけでなく、その提供者・サポーターでもあります。市民が地域福祉の提供者・サポーターとして主体的に参加する機会や動機付けを促進し、市民相互が各地域での支え合い、助け合いを実施できる環境づくり、ボランティアの育成・活動環境の整備などを行っていくとともに、計画を着実に推進していくためにも各種事業への市民参加をさらに進めていきます。

（３）福祉事業所・団体等などの役割

地域福祉の推進には関係機関や福祉事業所・団体及び企業の果たす役割は大きいと考えられます。本計画の推進にあたっては、関係機関、福祉事業所・団体、企業、NPO、ボランティア団体、各種サークル等と地域住民を含めた相互の交流機会の充実を促進し、また、連絡を密にして情報共有を図るなど、更なる地域福祉の協働を図っていきます。

（４）社会福祉協議会の役割（地区社会福祉協議会を含む）

社会福祉協議会は、従来から地域住民主体による様々な地域福祉活動を推進するとともに、市の様々な福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間非営利組織として活動してきた経緯を踏まえ、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。

今後は、地域福祉を地域住民主体で推進するため、現在社会福祉協議会が実施している事業等の見直しや拡充、また、6つの地区社会福祉協議会（昭和地区、長浦地区、蔵波地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区）に地区担当者を配置しており、その資質の更なる向上などへの取り組みにも期待されます。

（５）行政の役割

地域福祉の活動は、地域住民や関係者等による支え合い、助け合いの活動を主体としていますが、その活動を支えていくためには、公的な福祉サービスの実施や地域における福祉活動の基盤整備などが重要です。

市は福祉サービスを実施するとともに、必要な人が必要なサービスを受けられる仕組みを構築していきます。また、地域福祉の推進にあたっては、地域住民、福祉関係事業所・団体、社会福祉協議会との連携・交流の強化を図り、福祉活動の基盤整備に取り組んでいきます。

＝ コラム：地区社会福祉協議会（地区社協）とは ＝

住民にとって最も身近な社会福祉協議会として、地域住民が主体となり組織されている任意の団体です。地域の福祉課題を捉え、より具体的な福祉活動（事業）を展開していく住民が主体となった福祉のまちづくりの推進役です。

地区社会福祉協議会は、自治会、民生委員児童委員協議会をはじめ地域の諸団体から選出された方と地域住民などによって構成されています。

袖ヶ浦市内に6地区の地区社会福祉協議会が組織されています。

第5章 基本目標と施策の展開

1. 地域の人材づくり

(1) ボランティア活動の推進

市民自身が主体的に福祉活動に参加するため、ボランティアに関する必要な情報の提供や活動の場の確保などを一体的・総合的に支援することで、継続的な地域福祉活動の推進が図れるよう、また、様々な地域の福祉ニーズに対応するため、ボランティアによるきめ細かな活動を促進することが重要です。また、ボランティア・NPOをはじめ、地域住民、事業所などの関係者が連携し、市全体のボランティア活動を幅広く推進する体制づくりを目指します。

また、団塊の世代や高齢者が現役時代に培ってきた知識や技術を地域に還元できるよう、生涯学習や世代間交流の場等、様々な機会の創出を図るとともに、ボランティア活動参加者の高齢化が進む現状を改善するために、若年層や壮年層に向けた啓発などにも注力していきます。

■施策の役割分担

主体	役割
市民(自助)	・ボランティア活動に積極的に参加します。 ・ボランティア活動に参加する際、知り合いなどを誘います。 ・自らが福祉サービスの受け手であると同時に、担い手にもなれることを認識します。
地域(共助・互助)	・地域活動に協力、支援できる組織づくりに努めます。 ・地域でボランティア活動を行います。
市、社協(公助)	・ボランティア活動の啓発を行います。 ・ボランティアセンターの運営を支援します。 ・ボランティアに関する情報の提供、共有化を推進します。 ・ボランティアの養成・活動を支援します。

■展開する施策

ボランティアセンター等の支援			
ボランティアの養成・確保や活動の活性化のため、社会福祉協議会が設置・運営するボランティアセンター機能の充実、NPOなどの活動を支援し、周知についてはボランティア受け入れ側の視点も考慮して、より一層力を入れていきます。また、ボランティアセンターやNPOなどの情報共有による連携を推進し、市民活動情報サイトの利便性向上を図るなどボランティア活動の活性化に役立つ施策に関する周知に努めます。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み	
ボランティアセンターの運営支援 【地域福祉課】	ボランティアセンターの運営やボランティア保険加入促進など活動環境整備を支援し、新規ボランティアの開拓等活動の拡大につなげます。	継続	
ボランティアセンターの運営 【社会福祉協議会】	ボランティア活動に興味がある方、ボランティアを求めている方などの相談に応じ、コーディネートするとともにボランティア活動を支援します。	継続	
ボランティアセンター情報発信事業 【社会福祉協議会】	広報紙やホームページを利用してボランティア情報を発信するとともにパンフレット作成するなど、情報提供の充実を図ります。	継続	
ボランティア交流事業 【社会福祉協議会】	活動内容や年齢を問わず、ボランティアが交流できる場を設け、情報共有とコミュニケーションを図ります。	継続	
関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
市民協働推進事業 【市民活動支援課】	市民活動団体等と行政が情報を共有するとともに、互いの長所を生かして協働によるまちづくりを推進します。 ・市民活動情報サイト「ガウラ・ナビ」による情報提供	実施計画	継続

各種ボランティア養成の支援		
高齢者、障がいのある人、子育て中の親への援助活動などを行うボランティアを育成するため、社会福祉協議会が開催する各種ボランティアやボランティアリーダー養成を支援し、幅広い年齢層のボランティアの確保、特に若年層ボランティアの確保に向けた支援の充実を目指します。		
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
ボランティア養成事業 【社会福祉協議会】	福祉意識の醸成とボランティア発掘のため、世代や対象者別等の入門講座を開催します。	継続
ボランティアリーダー養成事業 【社会福祉協議会】	ボランティアグループの役員等へ県社会福祉協議会等が実施する研修会の情報提供及び参加の促進を行ない、ボランティアリーダーの養成に努めます。	継続

関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
生涯学習ボランティア促進事業 【生涯学習課】	市民が学ぶ側と経験や知識を生かした教える側の双方のニーズに応えるため、生涯学習に携わる各ボランティアのレベル向上と連携体制の構築を促進します。 ・社会教育推進員事業 ・保育ボランティア養成事業 ・ユースボランティア事業 ・生涯学習ボランティアコーディネーター養成講座 ・アドバイザーバンク	教育ビジョン	継続
おはなし会ボランティア推進事業 【中央図書館】	子どもの読書活動を促進するため、図書館及び保育所・幼稚園・学校等でのおはなし会を実施するためのボランティアを養成します。	教育ビジョン、 図書館サービス 網計画、子ども読 書活動推進計画	継続

(2) 地域福祉の担い手の育成

地域福祉の担い手として、福祉関係事業者・団体、自治会や民生委員・児童委員、ボランティアなど様々な分野の人が活動し、地域福祉を推進しています。

しかし、それらの活動のうち家族、友人、隣人などによる支援が希薄化している状況にあります。この要因として、地域で活動する新たな人材育成が進んでいないことや事業所・団体などの役割がお互いに理解されていないため、協力しながら進めていくことができないことがあげられます。

これから地域福祉を進めていく上で、「市民参加・市民協働」を基本として、多くの担い手により支え合える地域づくりのための様々な分野の人材の育成を推進します。

■施策の役割分担

主体	役割
市民(自助)	・自分の持っている能力や技術を地域社会に生かせるように心がけます。 ・支援を必要とする人も、自分でできることは自分でするように努めます。 ・研修や会議に積極的に参加します。
地域(共助・互助)	・助け合いの地域づくりに努めます。
市、社協(公助)	・民生委員・児童委員をはじめとした福祉活動に携わる人を支援します。 ・ボランティアやリーダーなどの養成を支援します。 ・地区社会福祉協議会の基盤強化を支援します。

■展開する施策

地域リーダーや福祉活動に携わる人の養成支援		
地域福祉活動の内容を充実し活動を継続していくため、身近で福祉活動を行う人材を発掘するとともにその養成を支援していきます。また、ボランティア養成と同様に、幅広い年齢層、特に若年層の取り込みを目指した施策を検討していきます。 地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動が効果的に展開されるよう、地域福祉に関する情報などを適時提供するとともに、その活動を地域に周知を図るための支援を行います。		
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
民生委員児童委員活動事業 【地域福祉課】	民生委員・児童委員がその活動に必要な環境づくりを推進するため、助成金を交付し支援します。	継続
民生委員児童委員協議会事業 【社会福祉協議会】	民生委員児童委員協議会の事務局として、民生委員児童委員活動が効果的に展開できるよう様々な支援を行います。	継続
ボランティア養成事業(再掲) 【社会福祉協議会】	福祉意識の醸成とボランティアの発掘ため、世代や対象者別等の入門講座を開催します。	継続
ボランティアリーダー養成事業(再掲) 【社会福祉協議会】	ボランティアグループの役員等へ県社会福祉協議会等が実施する研修会の情報提供及び参加の促進を行ない、ボランティアリーダーの養成に努めます。	継続

福祉活動の相談指導専門職員の充実		
地域福祉活動を円滑に進めるためには、総合的な相談や指導に応じられるよう福祉専門職(社会福祉士)の充実に取り組んでいきます。		
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
福祉専門職員の資質向上の 取り組み 【地域福祉課・障がい者支援課・高齢者支援課・子育て支援課】	適切なサービスの提供や相談が行えるよう研修等への参加を行ない、職員の資質向上を図ります。	継続
職員研修事業 【社会福祉協議会】	県社会福祉協議会が実施するテーマ別研修や階層別研修へ定期的に参加させ、職員の資質向上を一層図ります。	継続

(3) 福祉教育の充実

地域福祉の推進を図るには、高齢者や障がいのある人に対する理解と思いやりの心を育むことや、どのようなことが地域の福祉につながるのかということを理解することが重要です。このため、幼児期から高齢期にいたるまで、生涯にわたり、すべての生活の場面において優しさを育み、地域への関心を深められるよう、福祉教育を推進していきます。

■施策の役割分担

主体	役割
市民(自助)	・学習の場に積極的に参加します。 ・家庭で親子の会話を大切にしていきます。 ・高齢者や障がいのある人を理解するよう努めます。 ・地域の生活課題などに関心を持つようにします。
地域(共助・互助)	・高齢者や障がいのある人が参加しやすい地域活動に努めます。 ・地域の生活課題などをみんなで話し合う機会を持つよう努めます。
市、社協(公助)	・地域福祉の認知度を高め、理解を深めるため、幅広い層に向けた福祉教育の充実に努めます。 ・周知方法や実施方法、内容などの改善を検討します。

■展開する施策

家庭における教育の推進			
幼児期においては、愛情により結ばれた親子のふれ合いを通じて、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりなど子どもの心を育む家庭での教育を推進するための情報を提供していますが、今後はより幅広く提供できるよう、関係各課や関係機関等とともに実施方法や内容などの改善などを検討していきます。			
関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
家庭教育総合推進事業 【生涯学習課・市民会館・各公民館】	子育て中の保護者が、幼児期から発達段階に応じた子育ての知識や情報を得られるよう、家庭教育に関する学習機会の提供と支援を行います。 家庭教育推進協議会を開催し、家庭教育に関する学習のあり方、連携体制づくりなどを進めます。	教育ビジョン	継続
子どもを育む、学校・家庭・地域連携事業 【学校教育課】	学校・家庭・地域が連携しながら子どもを育むため、地域ぐるみで学校を支援する体制づくりを進めるとともに、その指針である「袖ヶ浦市子育ての提言」や基本的生活習慣を身につけさせるための「がうらっ子の心得」を活用し、健全育成のための啓発を行います。	教育ビジョン	継続

学校における福祉教育の推進		
学校教育として福祉に関する体験学習などを実施し、引き続き、児童や生徒などが地域の一員として福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てるとともに、今後は学習内容の更なる充実も図っていきます。		
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
福祉教育推進事業 【社会福祉協議会】	多様な生き方を受け入れ共に生きる力を育むとともに、豊かな福祉感を形成するため、福祉教育を推進します。	継続

関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
総合的な学習の時間における福祉教育の推進 【学校教育課】	総合的な学習の時間に車いすや障がい者・高齢者の疑似体験器具を使用した福祉体験学習などを実施し、児童生徒が地域の一員として、福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てます。	教育ビジョン	継続

生涯学習としての福祉教育の推進		
市民を対象として、福祉や家庭教育に関する内容の講座などを開催します。また、生涯各期にわたる全ての世代に向けた福祉教育の実施や、その時々々の社会情勢などに拠る課題にも対応していけるよう、関係各課や関係機関等とともに講座内容の検討を進めていきます。		
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
地域福祉フェスタ 【社会福祉協議会】	多くの人が地域福祉を身近に感じられる機会を設けることを目的に社会福祉協議会が実施します。	継続
ボランティア養成事業(再掲) 【社会福祉協議会】	福祉意識の醸成とボランティアの発掘ため、世代や対象者別等の入門講座を開催します。	継続

関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
家庭教育総合推進事業(再掲) 【生涯学習課・市民会館・各公民館】	子育て中の保護者が、幼児期から発達段階に応じた子育ての知識や情報を得られるよう、家庭教育に関する学習機会の提供と支援を行います。 家庭教育推進協議会を開催し、家庭教育に関する学習のあり方、連携体制づくりなどを進めます。	教育ビジョン	継続
青少年教育推進事業 【生涯学習課・市民会館・各公民館】	児童等を対象に自然体験や社会体験などの機会を提供し、社会生活に必要な規範意識や協調性を醸成するための講座等を実施します。	教育ビジョン	継続
成人教育推進事業 【生涯学習課・市民会館・各公民館】	市民の学習ニーズと地域課題や生活課題に対応した講座等を実施します。	教育ビジョン	継続
高齢者生きがい促進教育推進事業 【生涯学習課・市民会館・各公民館】	高齢者が生きがいを持ってすごしていくために、健康や仲間づくりのほか、高齢者世代の課題に対応した講座等を実施します。	教育ビジョン	継続

2. 地域のつながりの回復・情報の共有

(1) 市民同士のつながりづくり

近所のつき合いが希薄になっていることに対して、地域のつながりを回復していくため、あいさつなどを励行し、身近な隣近所での日常的なつながりを深める取り組みから、区・自治会への加入促進によるコミュニティの推進、そして、福祉の支援を必要とする要援護者への「見守り・声かけ・支え合い」の推進を図ります。

■施策の役割分担

主体	役割
市民(自助)	・家庭内や隣近所でのあいさつに心がけます。 ・近隣の援護が必要と思われる人を気に掛けておきます。 ・自治会に加入し、自治会活動等へ積極的に参加します。
地域(共助・互助)	・地域の見守りシステムづくりを推進します。 ・区・自治会と民生委員・児童委員との連携を強めていきます。 ・援護が必要と思われる人の情報を共有します。 ・家庭、学校、地域が一体となり青少年の健全育成を図ります。
市、社協(公助)	・あいさつ運動を推進します。 ・地域での見守りシステムづくりを支援します。

■展開する施策

身近な地域でのつながりを深める取り組み

人と人とのつながりの基本であるあいさつを励行し、身近な隣近所での日常的なつながりを深める取り組みを進めます。

関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
子どもを育む、 学校・家庭・地域 連携事業(再掲) 【学校教育課】	学校・家庭・地域が連携しながら子どもを育むため、地域ぐるみで学校を支援する体制づくりを進めるとともに、その指針である「袖ヶ浦市子育ての提言」や基本的生活習慣を身につけさせるための「がうらっ子の心得」を活用し、健全育成のための啓発を行います。	教育ビジョン	継続
自治会の加入促進 への取り組み 【市民活動支援課】	転入の手続きをした市民等に対して、自治会への加入を促すチラシを配付します。また、市ホームページや広報紙を活用して、自治会活動に関する記事を定期的に掲載し、自治会への加入促進に努めます。 賃貸住宅入居者に対し、自治会への加入を促すことを目的として、宅地建物取引業協会と協定を締結しました。	—	継続

要援護者への見守り・声かけ・支え合いの推進

児童、高齢者、障がいのある人への虐待や犯罪行為などを未然に防止するためにも、市民一人ひとりが地域に関心を持つことが重要です。今後は対象となる方の更なる増加が予想されることから、民生委員・児童委員への情報提供の充実や高齢者見守りネットワーク事業の協力事業者の拡大などを含め、隣近所の見守りや声かけなどの連携の意識啓発や支え合いのシステムづくり・強化を支援します。

事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
高齢者見守りネットワーク事業 【高齢者支援課】	市民及び事業者等が日常の活動において、地域の高齢者に対し対象者を限定せず監視的ではない「さりげない見守り」を行い、高齢者に異変を感じた時に市へ連絡をもらい市が状況確認します。さらに協力事業者の拡大等を推進します。	継続

■その他の主な関連事業

関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議 【生涯学習課・市民会館・各公民館】	子ども会、PTA、自治会、青少年相談員、小中学校など青少年健全育成団体で組織された青少年育成袖ヶ浦市民会議、地区住民会議の活動を支援します。	教育ビジョン	継続

(2) 地域交流の場づくり

地域の居場所づくりは、世代間交流、地域住民のネットワークづくり、ボランティアの育成や活動の活性化、子育て、高齢者、障がいのある人への支援など、様々な効果を生むことから重要な活動です。交流の場の形態は様々ですが、市民が身近な地域で活動できるよう、地域の特徴に応じた交流の場づくりを推進します。また、交流の場における様々な連携の構築を支援していきます。

■施策の役割分担

主体	役割
市民(自助)	・自分から進んで仲間づくりや各種活動へ参加します。 ・交流に参加する際は、近隣の人や友人と誘いあって参加します。
地域(共助・互助)	・自治会の活動を魅力あるものにし、輪を広げていきます。 ・高齢者や障がいのある人と子ども達等の世代間交流の機会を設けていきます。 ・地区集会施設などのほか、空き家や空き店舗などを利用して集える場所を作っていきます。 ・新たな参加者を暖かく迎えるよう心掛けます。
市、社協(公助)	・地区集会施設などのほか、空き家など地域内の資源を活用した身近な交流の場づくりを支援します。 ・公共施設の有効利用を促進します。

■展開する施策

身近な交流の場づくり推進		
子どもから高齢者まで、地域の誰もが集まりやすく、気軽に交流できるような地域での活動の場づくりを引き続き支援します。そのため、公共施設の有効活用のほか、地区集会施設や空き家、空き店舗、個人宅などの民間施設を拠点として活用できるよう支援します。 地区社会福祉協議会に運営事業補助金を交付し、地域の特性に合った交流の場づくりを支援します。		
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
地区社会福祉協議会運営事業の支援 【地域福祉課】	地区社会福祉協議会に対し、身近な地域の特性に合わせた活動の実施や交流の場づくりなどを支援し、地域福祉推進の基盤づくりを進めます。	継続
地域ふれあいサロンの設置 【社会福祉協議会】	高齢者、子育て中の親子等が孤立しないよう、地域の中に集える場所(サロン)をつくり、住民、ボランティア等とのつながりにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域福祉を推進します。	平成27年度 設置
地域子育て支援拠点事業 【子育て支援課】	子育て中の親子が気軽に利用でき、交流したり、子育てに関する情報などを得ることができる拠点の充実を図ります。 ・そでがうらこども館、子育て支援センター	平川地区 1箇所設置
保育所(園)地域活動事業 【保育課】	世代間交流活動を実施し、児童と地域の高齢者との交流を図ります。	継続

関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
区等集会施設整備 補助事業 【市民活動支援課】	自治会活動の拠点となる集会施設の維持管理を目的として、集会施設の建設及び修繕等に要する経費の一部を補助します。	実施計画	継続

地域活動の交流の場づくりの推進			
地区単位で地域の核である地区社会福祉協議会の拠点づくりと、また、世代間交流、地域住民のネットワークづくりやボランティアなどの交流する場づくりとして、公民館などの公共施設や福祉事業所内の地域交流スペース等の有効活用などを検討します。また、長浦おかのうえ図書館内の「福祉団体交流室」の利用促進を図ります。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み	
公共施設の有効利用の促進 【地域福祉課】	地区社会福祉協議会等地域活動団体の交流や活動の場として、公民館、老人福祉会館、社会福祉センターなどの公共施設の有効利用を促進します。	継続	

■その他の主な関連事業

関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
放課後子ども教室 【生涯学習課】	月に1～2回、放課後に子どもが安心して過ごことができるよう居場所づくりを行うとともに、地域で子どもを育み、絆を深める環境を醸成するために地域住民との交流活動や体験活動の機会を促進・提供します。	実施計画	継続
世代間交流事業 【市民会館・昭和地区住民会議】	昭和地区の高齢者を講師として、親子を対象にものづくりなどを行い、世代間の交流を深めます。	教育ビジョン	継続
平岡地域ふれあい 推進事業 【平岡公民館】	住民が主体となって活動できる環境づくりを推進するため、世代間交流などの事業を行ないます。	教育ビジョン	平成 27 年度 見直し・継続
国際化推進事業 【市民活動支援課】	国際交流を推進する団体を支援するとともに、異文化交流や国際理解の場を提供します。	実施計画	継続

(3) 情報の提供と共有のシステムづくり

市民が必要なときにいつでも必要な福祉サービス等の情報を入手できるよう、総合的な情報提供を充実するとともに、情報のバリアフリー化として市民の間に情報格差をなくすことで、公平にサービスの提供が受けられるようにしていきます。

■施策の役割分担

主体	役割
市民(自助)	・日頃から自分で情報を得る手段を持つように心がけます。 ・市からの配布物は目を通すとともに、家族で情報の共有に努めます。 ・得た情報は周りの人と共有するようにします。
地域(共助・互助)	・自治会で各種(スポーツ、文化)グループの紹介と参加の働きかけをします。 ・ボランティア・住民活動などの情報を広げ、地域で共有します。 ・市や社協などからの情報を地域で共有します。 ・福祉事業所・団体等も自らの活動内容のPRをします。
市、社協(公助)	・福祉情報を総合的に伝えるように努めます。 ・広報、インターネットによる情報提供を分かりやすくし、内容の充実に努めます。 ・行政、自治会、民生委員・児童委員の間で個人情報の保護に配慮しつつ、支援を必要としている人の情報の共有化に努めます。

■展開する施策

福祉に関する総合的な情報提供の充実		
「広報そでがうら」(市)、「社協だより」(社協)、各種福祉サービスガイドなどの配布や、市や社協のホームページへの掲載、福祉施設への各種パンフレットの設置等、対象者の年齢を考慮して届きやすい方法によって、制度の内容や改正などを含めた総合的な情報を提供します。 また、障がいのある人や高齢者に配慮した情報提供に努めるとともに、多様なメディアへの対応も検討します。		
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
福祉に関する情報提供の充実 【地域福祉課・障がい者支援課・高齢者支援課・子育て支援課】	「福祉のしおり」の配布による制度の周知や「広報そでがうら」特集号、ホームページ等で情報提供を行います。 ・「福祉のしおり(生活保護・障がい者・高齢者)」の配布 ・「すくすく子育てぶっく」の配布 ・「広報そでがうら」特集号(障がい者・高齢者・子育て)	継続
子育て支援ポータルサイトによる情報提供 【子育て支援課】	子育て支援ポータルサイト「はっぴー ネット」にて、各種子育て関連団体の情報提供を行います。	継続

■その他の主な関連事業

関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
市民協働推進事業 (再掲) 【市民活動支援課】	市民活動団体等と行政が情報を共有するとともに、互いの長所を生かして協働によるまちづくりを推進します。 ・市民活動情報サイト「ガウラ・ナビ」による情報提供	実施計画	継続
市政講座 【市民活動支援課】	市政に対する市民の理解を深めるとともに、行政と市民とが情報を共有して、協働のまちづくりの担い手を育成します。	実施計画	継続
市職員出前講座 【生涯学習課】	市職員が講師として地域に出かけて行き、市民のみなさんが知りたいこと、聞きたいことについてお話しし、市政への理解を深めます。	—	継続

3. 地域福祉サービス・仕組みの充実

(1) 支え合いの仕組みづくり

市民の生活課題を解決していく場合、地域における支え合いが大切であるとともに、地域での見守り、課題の早期発見により、必要な人には必要な公的サービスがきちんと受けられるように結びつける仕組みづくりが必要です。また、福祉サービス利用者は、自分のニーズに対応したサービスを自ら選択することが必要ですが、内容などが市民に十分に伝わっているとは限りません。また、高齢者であり障がいもある人、障がいのある子どものいる家庭等、相談者は複合的な状況を有していることも多々あります。身近な地域での保健福祉に関する総合相談体制を充実し、市民の様々な生活課題に対応したうえで、適切なサービスが利用できるよう支援します。

■施策の役割分担

主体	役割
市民(自助)	・支え合いのネットワークづくりに積極的に参加します。 ・一人で悩まず、必ず誰かに相談することを心がけます。 ・よき隣人として、相談に応じます。
地域(共助・互助)	・身近で悩んでいる人を地域ぐるみでサポートします。 ・地域の支え合いネットワークづくりに取り組みます。 ・身近な地域の相談員(民生委員・児童委員、主任児童委員など)の相談体制充実を図り、適切な福祉サービスに結びつけていきます。
市、社協(公助)	・支え合いの仕組みを構築していきます。 ・地域において、気軽に利用できる総合相談窓口などの一層の充実を図ります。 ・職員の意識・資質・援助技術の向上、職員や各課間での機能的な役割分担と連携を図ります。

■展開する施策

地域における支え合いの促進			
住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、地域住民同士のつながりを基本とした「お互いさま」の関係を築くため、地区社会福祉協議会など地域団体の活動活性化の促進や、自治会やシニアクラブ等への加入促進などにより、共に支え合い、助け合う仕組みづくりを促進します。また、介護保険制度の地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業など、新しいつながりの形の検討も進めます。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み	
地区社会福祉協議会運営事業の支援(再掲) 【地域福祉課】	地区社会福祉協議会に対し、身近な地域の特性に合わせた活動の実施や交流の場づくりなどを支援し、地域福祉推進の基盤づくりを進めます。	継続	
地域支え合い推進実証事業 【地域福祉課・企画課】	地域住民が主体となって行う、高齢者をはじめとする日常生活の支援を必要としている方の生活支援サービス(外出支援、家事支援等)の取り組みに対し、市が経済的・技術的支援等を行います。	検証・推進	
地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業 【高齢者支援課】	住民主体による地域での支え合い活動を推進します。	平成29年度 実施	
シニアクラブ活動助成事業 【高齢者支援課】	単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会の社会参加活動、文化活動、体力・健康づくり事業などの支援を行います。また、クラブとの連携により会員の加入促進を図ります。	継続	
関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
自治会の加入促進への取り組み(再掲) 【市民活動支援課】	転入の手続きをした市民等に対して、自治会への加入を促すチラシを配付します。また、市ホームページや広報紙を活用して、自治会活動に関する記事を定期的に掲載し、自治会への加入促進に努めます。 さらに宅地建物取引業協会と協定を締結し、賃貸住宅入居者に対し、自治会への加入を促すことを検討します。	—	継続

地域における総合相談体制の整備

これまでも、高齢者に関しては地域包括支援センター、障がいのある人に関しては相談支援事業所、子育て支援に関しては保育所や子育て支援センター、生活保護に関しては地域福祉課窓口など、対象者別の相談体制の整備に努めてきました。

また、各行政センター単位に保健福祉の専門職員を配置し総合相談体制を整備しましたが、今後も引き続き、利便性の向上などを目指し、気軽に相談できる窓口として周知を図ります。また、高齢者への訪問や情報提供を通じた地域ニーズの把握にも努めます。

事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
ながうら健康福祉支援室 運営事業 【地域福祉課】	身近な地域で保健福祉に関する総合相談(高齢者・障がい者・子育て・生活保護等)が出来るよう、保健福祉の専門職員を配置した健康福祉支援室の運営を図ります。(ひらかわ健康福祉支援室は平成 27 年度開設)	継続
ひらかわ健康福祉支援室 運営事業 【地域福祉課】		
相談支援事業 【障がい者支援課】	障がい全般にわたる相談支援や精神障がい、発達障がい児等を主体とする相談支援を実施し、相談体制の充実を図ります。	継続

(2) バリアフリー化の促進

公共施設を中心に高齢者や障がいのある人が生活をしていくうえで障がいになっている箇所のバリアフリー化の促進に努め、人にやさしいまちづくりを進めています。高齢者や障がいのある人が安心して日常生活がおくれるよう、公共施設を整備するにあたってはバリアフリー化に努め、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

■施策の役割分担

主体	役割
市民(自助)	・生活の中でバリアフリー化が必要な部分について理解を深めます。 ・道路に私有物が出ないようにします。 ・心のバリアフリーを進めます。 ・危険箇所を発見したときは行政に通報します。
地域(共助・互助)	・区・自治会が主体となり、市民の声を行政に反映するようにします。 ・高齢者や障がいのある人に対して、周りの人が助け合います。 ・地域内のバリアフリー化が必要な部分について、地域で何ができるか話し合います。
市、社協(公助)	・公共施設の設備のバリアフリー化を進めます。 ・高齢者や障がいのある人に対して、居宅等のバリアフリー化の促進を支援します。

■展開する施策

誰もが暮らしやすいまちづくりの推進		
高齢者、障がいのある人、妊婦や子育て中の人など、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」や「千葉県福祉のまちづくり条例」も踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた福祉のまちづくりを推進していきます。 また、高齢者や障がいのある人が住み慣れた家で生活できるよう居宅等のバリアフリー化の促進を支援します。		
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
高齢者等住宅整備資金貸付事業 【高齢者支援課】	高齢者等が生涯住み慣れた家で自立した日常生活を営めるよう段差の解消、浴室・トイレの改修等の整備資金を無利子で貸付ます。	継続
重度障がい者(児)居室等増改築・改造資金貸付 【社会福祉協議会】	重度障がい者(児)と同居予定の方に対し、専用居室の増改築又は付帯設備を改造する資金を低利で融資します。	継続

関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
道路・交通施設の整備 【土木建設課】	高齢者、障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう歩道の改修を進めます。	—	継続
公園・児童遊園の整備 【都市整備課】	袖ヶ浦公園、百目木公園のバリアフリー化、道路及び公園のバリアフリー化を図ると共に街路樹や公園樹木の下枝処理等環境整備に努め交通事故や犯罪の防止を図ります。	—	継続

コラム：バリアフリーとは

「バリア（障壁）のない状態」のことを言います。建築物などにおいて、段差や仕切りをなくすといった物理的な障壁を除去して、高齢者や障がい者に配慮することなどに使われますが、ふれあいや交流を増やすなど「心のバリアフリー」といった使われ方も多くなっています。

コラム：ユニバーサルデザインとは

障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、誰もが利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなしに、都市や生活環境をデザインする考え方です。

(3) 移動手段の確保

市民の交通利便性が図れるよう、移動手段の確保や地域住民の支え合いによる移動支援など新たな仕組みづくりに取り組みます。また、高齢者、障がいのある人などの移動が困難な市民については、市民の協力による送迎手段の確保を検討します。

■施策の役割分担

主体	役割
市民(自助)	・家族などの理解と協力により、移動手段を自ら確保します。 ・周りの人が移動に困っている場合に支援できるよう心掛けます。
地域(共助・互助)	・普段から地域で、お互い気軽に移動の手助けを頼める人間関係を築きます。
市、社協(公助)	・高齢者、障がいのある人などの移動手段の確保に努めます。

■展開する施策

地域住民の支え合いによる移動支援の仕組みづくり

高齢者など、移動手段に苦勞する人が気兼ねなく外出できるよう、地域住民・行政等の役割分担による移動支援の仕組みづくりを進めます。

事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
地域支え合い推進実証事業 (再掲) 【地域福祉課・企画課】	地域住民が主体となっていく、高齢者をはじめとする日常生活の支援を必要としている方の生活支援サービス(外出支援、家事支援等)の取り組みに対し、市が経済的・技術的支援等を行います。	検証・推進

移送サービスの充実

高齢者、障がいのある人などの移動が困難な市民が、公共施設や医療機関などを利用する際、移送ボランティアなど、市民の協力による送迎手段を確保することを推進します。

事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
福祉カー管理運営事業 【障がい者支援課】	障がい者及びその家族にリフト付きワゴン車等を貸出し、社会参加を促進します。	継続
重度心身障害者福祉タクシー事業 【障がい者支援課】	在宅の重度心身障がい者(児)の社会参加促進のため、福祉タクシー利用料金の一部を助成します。	継続
通院送迎(移送)サービス事業 【社会福祉協議会】	一般の交通手段では医療機関への通院等が困難な低所得の方を対象に、ボランティアの協力による近隣医療機関までの送迎サービスを実施します。	継続

(4) 権利擁護の推進

判断能力が衰えた人であっても個人の人権が尊重されるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。また、児童、高齢者、障がいのある人の虐待防止と関係機関の連携に基づく虐待への対応を図ります。

■施策の役割分担

主体	役割
市民(自助)	・日頃から、親子のコミュニケーションを多く持つようにします。 ・権利擁護の仕組みにはどのようなものがあるか、制度について理解を深めます。 ・制度などのサポートが必要かもしれないと感じた場合は、まず相談窓口などに相談してみます。
地域(共助・互助)	・子ども、女性、障がいのある人及び高齢者を、地域で見守っていく体制づくりに努めます。 ・制度などのサポートが必要と感じる人がいたら、相談窓口の紹介などを行います。
市、社協(公助)	・権利擁護の制度の普及啓発に努めます。 ・権利擁護は深刻な状態になる前の対処や相談が重要であることの周知を図ります。 ・虐待に取り組む組織・体制を整備し、市民や関係者に分かりやすい連絡体制や対処方法を整備します。

■展開する施策

成年後見制度利用支援事業の普及啓発		
認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者であって、日常生活を営むのに支障があり、後見開始の審判請求を行うことが困難で、福祉サービスを利用する必要がある人に対して、後見等開始の審判請求、報酬費用の助成を行います。また、制度の普及啓発にも引き続き取り組みます。		
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
成年後見制度利用支援事業 【高齢者支援課・障がい者支援課】	成年後見制度について普及啓発を図るとともに、個別相談等を通し制度の利用を促進します。また、日常生活を営むのに支障があり、後見開始の審判請求を行うことが困難で、福祉サービスを利用する必要がある人に対して、後見等開始の審判請求、報酬費用の助成を行います。	継続

日常生活自立支援事業の普及啓発		
高齢者や障がいのある人で、利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対して、福祉サービスの利用に関する援助、財産管理サービス、財産保全サービスの利用の促進を図ります。また、制度の利用が必要となる前の段階での対処が重要であることの周知を図り、効果的な制度の活用を目指します。		
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
日常生活自立支援事業 【社会福祉協議会】	高齢者や障がいのある方が地域で安心して日常生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービス等の利用援助を行います。	継続

虐待防止対策の推進		
児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を実施しており、今後もそれぞれのケースにきめ細かく対応し、一層の支援充実を目指します。 高齢者や障がいのある人については、制度の周知を図りつつ、成年後見制度の活用支援、老人福祉施設等への措置に関する相談、虐待への対応等をしていきます。また、関係機関や近隣市との情報共有など連携体制の構築を検討します。		
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
障害者虐待防止対策支援事業 【障がい者支援課】	障がい者虐待の防止や早期発見に努め、虐待事例に対しては対象者を一時保護し、適切な支援を行います。	継続
高齢者虐待防止事業 【高齢者支援課】	高齢者虐待の防止のため、普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し、虐待高リスク事例を早期に把握し対応を図ります。また、虐待事例に対しては、対象者の保護や養護者の適切な支援を行います。	継続
虐待防止対策の推進 【子育て支援課】	パンフレットと啓発物資の配布を行い、虐待防止の重要性を啓発します。また、袖ヶ浦市児童福祉支援対策協議会により、各関係機関が情報を共有し、共通の認識により関係各機関が情報を共有し、共有の認識により要保護児童等の支援のための協力を得ていきます。	継続

■その他の主な関連事業

関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
人権擁護事業 【市民活動支援課】	人権について理解を深め、意識の高揚を図るため、小中学生を対象とした人権教室や広く市民を対象としたセミナー等を実施します。 また、人権に関する諸問題の解決を目的として、相談体制の充実に努めます。	実施計画	継続
男女共同参画 推進事業 【市民活動支援課】	男女が共に個性や能力を生かし、自らの選択によって参画できる社会を実現するため、男女共同参画の意識づくりや啓発事業を展開します。	実施計画	継続

(5) サービスの質の確保

一般的に福祉サービスを利用する人は弱い立場に立たされることが多いため、サービス情報の公表や第三者評価を活用し、サービスの質の向上に取り組んでいきます。

また、地域において「つぶやきを拾う」、「声なき声を積極的に聞き出す」ようにして、福祉サービス提供事業者にはサービス改善を求める声が届くよう、相談員を派遣し、地域住民と事業者や行政との間の橋渡しとなるようにしていきます。

■施策の役割分担

主体	役割
市民(自助)	・サービスを受けるだけでなく、サービス利用の悩みや不安があれば積極的に発信します。 ・苦情解決のための相談窓口を積極的に活用します。
地域(共助・互助)	・地域で自分たちの必要な情報を得る方法や場をつくっていきます。 ・地域の事業者などと話し合う場をつくっていきます。
市、社協(公助)	・事業者に対して、サービス情報の調査、第三者評価の受審を勧奨します。 ・苦情内容などの情報を把握し、苦情解決からサービス改善につなげる体制の整備に努めます。

■展開する施策

福祉サービスの第三者評価等の普及啓発		
福祉サービスの質の向上のため、千葉県が実施している福祉サービスの第三者評価などについて、引き続き、千葉県とも連携して普及・啓発していくとともに、受審を勧奨していきます。		
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
事業者の第三者評価への実施のはたらきかけ 【障がい者支援課・高齢者支援課・子育て支援課】	事業者等がサービスの質を高め、市民に良質かつ適正なサービスを提供する一方で、利用者が適正にサービスを選択できるよう、千葉県が実施する第三者評価の受審を働きかけます。	継続

福祉に関する相談員の派遣		
要介護認定を受けた人については、介護相談員が訪問し、サービスの利用状況を聞き取るほか、各種相談に応じます。また、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などに定期的に訪問し、利用者の声を聞いて施設サービスの改善に反映させます。こうした活動がサービスの周知や見守りなどに効果があがり、更なる質の向上を図ります。		
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
介護相談員等派遣事業 【高齢者支援課】	要介護認定を受けた人について、介護相談員が訪問し、介護サービスの利用に関する相談等に応じます。さらに、この相談を介護サービスの改善に反映させ、介護サービスの質の向上に努めます。	継続

(6) 生活困窮者の自立支援

平成 27 年4月に施行される生活困窮者自立支援法に基づいて、生活困窮者が生活保護に陥らないように、自立支援に取り組んでいきます。

本市における生活困窮者の状況などを把握し、生活困窮に関する相談支援体制の整備や様々な支援策の実施、また、既存の相談支援や権利擁護の各種施策との連携による支援、福祉事務所やハローワーク等の関係機関との連携による支援などを推進します。

■施策の役割分担

主体	役割
市民(自助)	- 生活が困窮している場合は、積極的に相談窓口を活用します。 - 自立に向けた取り組みを有効に活用します。
地域(共助・互助)	地域で生活に困窮している人がいたら、相談窓口の利用を進めます。
市、社協(公助)	- 生活困窮者の状況などを常に把握するよう努めます。 - 生活困窮者の自立に向けた支援が包括的に行われるよう、関係機関との連携を図ります。

■展開する施策

生活困窮者の自立支援（新規）		
生活困窮者が生活保護に陥らないように、その前段階で早く自立できるように、専門性を有する支援員を配置した相談窓口を設置し、支援につなげていきます。		
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
生活困窮者自立支援事業 (新規) 【地域福祉課】	生活困窮者が生活保護に陥る前に自立できるよう、専門性を有する支援員を配置し、支援につなげます。 - 自立支援相談事業(新規)による相談窓口の開設 - 住宅確保給付金事業(新規)の実施	平成 27 年度 開設
生活福祉資金貸付 【社会福祉協議会】	困窮等により経済支援が必要な方に生活福祉資金の貸付窓口となり、生活援護を図ります。	継続

4. 地域で守る安心・安全

(1) 防犯活動の充実

犯罪に巻き込まれないよう、防犯知識の普及や地域の自主防犯活動を推進します。また、複雑化・多様化する消費者問題に巻き込まれないよう、消費者意識の啓発や情報提供体制の強化を図るとともに、相談体制の充実や関係機関との連携の強化を図ることにより、消費者保護施策を推進します。

■施策の役割分担

主体	役割
市民(自助)	・親子で日頃の安全、防犯について話し合います。 ・散歩などを子どもの登下校に合わせるなど、日常活動を通した防犯パトロールに努めます。 ・不審者情報の提供・共有に努めます。 ・各家庭でも門灯をつけるなど防犯に努めます。 ・警察などの注意喚起の情報を気に留めておくようにします。 ・商品の契約などで疑問を感じたら、すぐに消費者問題の窓口などに問い合わせます。
地域(共助・互助)	・地域、PTA、ボランティア等の連携によるパトロールの充実を図ります。 ・歩道や通学路などの危険箇所の確認と通報を行います。 ・地域における防犯や消費者問題の情報を共有します。
市、社協(公助)	・自主防犯活動を推進するとともに、各種団体の安全に関する情報交換の調整をします。 ・区・自治会からの要望に基づき、防犯灯の適正設置に努めます。 ・新たな消費者問題の情報提供体制を強化し、消費者保護施策を推進します。

■展開する施策

防犯パトロールなどの自主防犯活動の推進

子どもの通学時や遊びの時間帯などにおいて、不審者から子どもの安全を守るため、保護者、区・自治会、学校、警察などの関係機関が連携した防犯パトロールや「ながらパトロール」などの自主防犯活動がより活発になるよう支援し、地域の防犯活動の充実に取り組みます。

関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
防犯対策運営事業 【市民活動支援課】	市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、防犯指導員や自主防犯パトロール隊の活動を支援するとともに、高齢者を対象とした防犯講習会を実施します。	—	継続
子どもの安全確保事業 【学校教育課】	登下校時の子どもの安全確保のため、地域住民に協力を仰ぎ、「子ども 110 番連絡所」を設置します。 全児童に持たせる防犯ブザーの購入費の一部を補助します。	教育ビジョン	継続
児童・生徒指導センター運営事業 【総合教育センター】	市内小学校新1年生対象に、「いかのおすし」を合言葉にした安全指導（不審者対応の合言葉）を実施します。 また、児童生徒の安全を確保するため、警察等の関係機関と連携しながら、パトロール等の安全対策を実施します。	教育ビジョン	継続
子ども安全パトロールの実施 【市民会館・各公民館・各地区住民会議】	地域住民が「オレンジ帽子」を着用し、散歩や買い物時に「ながらパトロール」を実施し、地域で子どもを見守ります。また、引き続き、協力者の拡充を推進します。	教育ビジョン	継続

消費者意識の啓発と消費者利益の保護

振り込め詐欺、訪問販売でのトラブル、悪質な詐欺事件等、消費者問題は複雑化・多様化していることから、消費者問題に関する情報の収集に努め、注意喚起のための情報提供体制の強化や消費生活相談員のスキルアップ、相談体制の充実、関係機関との連携の強化を図ることにより、消費者保護施策を推進します。

関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
消費生活相談・啓発事業 【経済振興課】	消費者の利益を保護するため、相談業務を実施するとともに、消費者教室や消費生活相談員による出前講座を開催します。	実施計画	継続

(2) 防災体制の強化

日常における火災や事故、急病等に備えるための知識の普及を促進します。また、大規模災害を想定し、自主防災組織の立ち上げの促進と資機材等の支援をするとともに、災害時要援護者避難名簿を活用し、個人情報の保護に配慮しながら地域の支援者と情報の共有化を図り、災害時に迅速に手を差し伸べられるようにしていきます。

■施策の役割分担

主体	役割
市民(自助)	・防災用備品を家庭に備え付けたり、家具の転倒防止を行います。 ・災害時の身の回りの危険箇所、身近な地域の避難場所を確認しておきます。 ・災害時など緊急時のために、家族間の連絡方法や集合場所などを決めておきます。 ・避難訓練などに積極的に参加します。
地域(共助・互助)	・自主防災組織の立ち上げや充実に努め、防災訓練、地域の防災マップの作成などを行います。 ・地域で避難訓練を実施するなど、具体的な避難方法を話し合っておきます。 ・災害時要援護者の把握を行い、地域の協力体制を確立します。
市、社協(公助)	・日常における防災対策の普及を進めるとともに、住宅の耐震化や住宅用火災警報器の取り付けを促進します。 ・防災訓練の実施や、自主防災組織の立ち上げ及び活動を支援します。 ・災害時要援護者登録台帳を活用し、必要な支援体制づくりを進めていきます。

■展開する施策

日常における防災対策の普及

日常における火災や事故、急病等にも備えた情報の伝達、防災訓練の実施、住宅用火災警報器や家具転倒防止器具取り付け等の各種防災機器システムの普及を進めてきましたが、普及率が低い地域もあるため、引き続き、様々な方法で普及啓発に努め、各種防災機器システムの設置を促進します。

事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
災害ボランティアセンター事業 【社会福祉協議会】	いつ起こるかかわからない災害に備え、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練等を実施し、災害に備えます。	継続
高齢者等家具転倒防止器具 設置事業 【高齢者支援課・障がい者支援 課】	地震時の家具転倒による被害を防ぐため、転倒防止器具の取り付け作業が困難な高齢者・障がい者世帯に対し、その取り付け作業を代行します。	継続

関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
災害時要援護者の 支援 【危機管理課】	災害時に自力又は家族の支援だけでは避難が困難な高齢や障がいのある方を日頃から見守り、災害時に迅速に手を差し伸べられるようにするため、個人情報保護に配慮した災害時要援護者登録台帳を作成・活用し、地域が連携して災害時要援護者の支援に努めます。	実施計画	継続
福祉避難所の指定・ 整備 【危機管理課】	福祉避難所の指定整備に努め、災害時要援護者が避難生活を送るために必要となる資機材等をあらかじめ配備するように努めます。	地域防災計画	継続
防災訓練の実施 【危機管理課】	大規模災害に備え、市及び関係機関が連携し、地域住民と一体となった実践的な防災訓練を実施し、防災体制の強化及び防災意識の向上を図ります。	実施計画	継続
住宅用火災警報器 の設置促進 【消防予防課】	住宅火災の犠牲者撲滅を目的に市火災予防条例で義務化されている住宅用火災警報器の設置促進を図ります。	実施計画	継続

震災火災対策における自主防災組織整備の推進

「自分たちの地域は、自分たちで守る」という視点から、各地域において被害を最小限に抑え、地域住民の生命、身体、財産を守る体制強化を目的とした自主的な防災組織の結成促進を図るため、その必要性の周知や地域住民の意識啓発に取り組んできましたが、地域によって関心度が異なるため、地域性を考慮して周知や啓発に取り組めます。

関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
震災火災対策自主 防災組織整備事業 【危機管理課】	地域において「共助」の中核をなす自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織への資機材の貸与や防災訓練を実施し、地域防災力の向上を図ります。	実施計画	継続

災害時要援護者の支援

高齢者や障がいのある人などは、災害発生時には自力での避難が困難となり、地域による支援が必要となります。

特に、要援護者を日頃から見守り、災害時に迅速に手を差し伸べられるようにしていく必要があるため、個人情報の保護に配慮した災害時要援護者登録台帳を活用し、自治会や民生委員・児童委員等と連携し地域で要援護者を見守る体制の整備を進めます。

関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
災害時要援護者 避難支援対策 【危機管理課】	災害時に自力又は家族の支援だけでは避難が困難な方を対象として、安否確認や避難支援などの支援体制の充実を図ります。	実施計画	継続
福祉避難所の指定・ 整備(再掲) 【危機管理課】	福祉避難所の指定整備に努め、災害時要援護者が避難生活を送るために必要となる資機材等をあらかじめ配備するように努めます。	地域防災計画	継続

■その他の主な関連事業

関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
木造住宅耐震化 促進事業 【建築住宅課】	木造住宅の耐震化を促進するため、無料耐震相談会を実施し、精密耐震診断や耐震改修工事の補助を行います。 なお、高齢者や障がい者については、耐震診断の結果により一定の条件を満たす場合は補助金を増額します。	耐震改修促進 計画	平成 27 年度 見直し・継続

(3) 交通安全意識の高揚

交通事故に遭わないよう、交通安全に対する市民意識の向上を図ります。また、交通事故の発生の危険性の高い箇所への安全対策として信号機の設置などについて警察への要望を行うとともに、道路、歩道等の整備を推進します。

■施策の役割分担

主体	役割
市民(自助)	・家庭で子どもへの交通安全教育を行います。 ・交通安全パトロールなどに参加します。
地域(共助・互助)	・地域での交通安全指導や啓発を行います。 ・通学路などの交通安全の見守りをを行います。
市、社協(公助)	・警察とも連携したうえで、地域や学校等に対する交通安全教室などや啓発などを行います。 ・交通安全施設(道路照明や反射鏡など)の整備を推進します。 ・高齢者、障がい者、子ども等に配慮した信号機や横断歩道等の設置について、警察への要望を行います。

■展開する施策

交通安全の推進

幼児から高齢者までの一貫した交通安全教育を実施し、市民意識の向上を図ります。特に、近年は高齢者の交通事故が増加傾向にあるため、シニアクラブなどを通じた交通指導の充実を図ります。また、運転者に向けた啓発活動にも取り組みます。

交通安全施設として、危険箇所等への道路照明や道路反射鏡、道路標識等の整備を推進し、高齢者、障がいのある人、子ども等に配慮した信号機や横断歩道等の設置について、引き続き、警察への要望を行います。

関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
交通安全対策事業 【市民活動支援課】	交通安全意識の向上を図るため、交通安全指導や広報・啓発活動、街頭監視活動等を行うとともに、関係団体の活動を支援します。	—	継続
児童・生徒指導 センター運営事業 (再掲) 【総合教育センター】	市内小学校新1年生対象に、「いかのおすし」を合言葉にした安全指導(不審者対応の合言葉)を実施します。 また、児童生徒の安全を確保するため、警察等の関連機関と連携しながら、パトロール等の安全対策を実施します。	教育ビジョン	継続
子ども安全パトロールの実施(再掲) 【市民会館・各公民館・各地区住民会議】	地域住民が「オレンジ帽子」を着用し、散歩や買い物時に「ながらパトロール」を実施し、地域で子どもを見守ります。また、引き続き、協力者の拡充を推進します。	教育ビジョン	継続

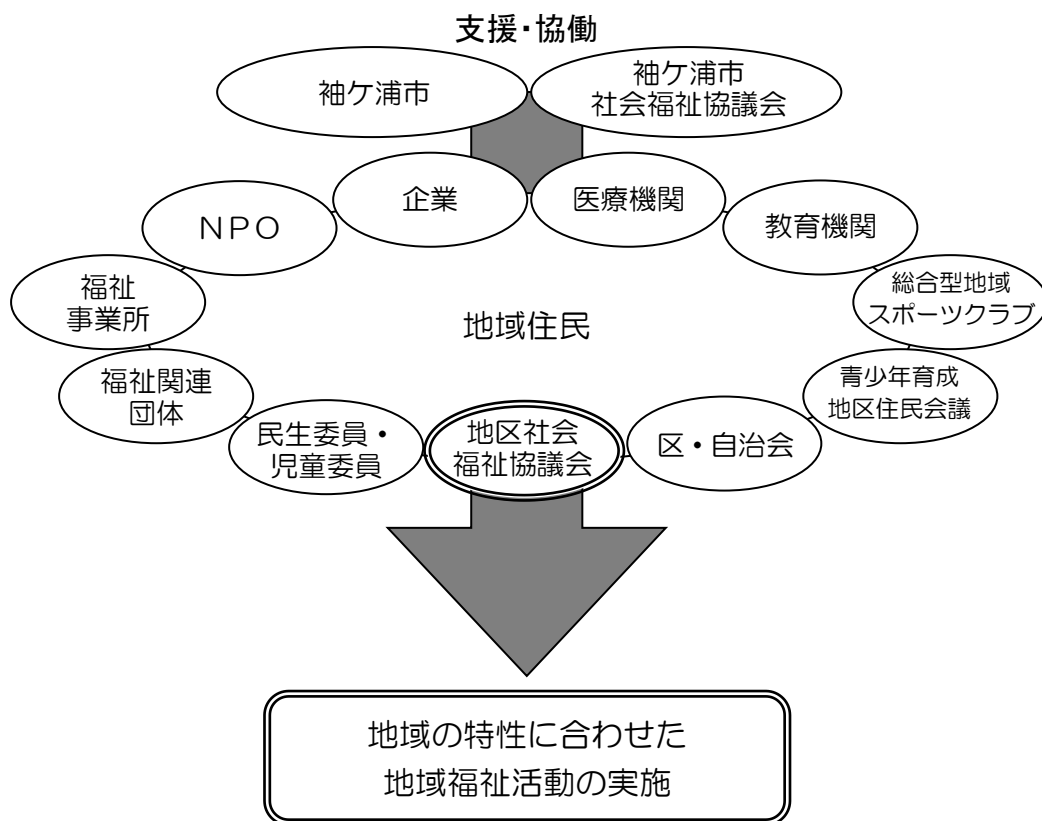
5. 地域福祉推進の基盤づくり

身近な地域の生活課題や福祉課題を解決するには、地域の住民等が支え合い、地域の力で対応していく必要があります。

地域には、地区社会福祉協議会、区・自治会、民生委員・児童委員、地区住民会議など様々な活動を行う団体等がありますが、活動領域間のつながりが希薄なため、近隣で困っている人々や課題が見えにくく、また、地域の課題解決のための活動にはつながりにくい現状があります。

このような状況を解決していくために、地域住民をはじめ、地区社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、地区住民会議、総合型地域スポーツクラブ、ボランティア、福祉事業所など、地域で様々な活動を行う者同士が連携し、地域福祉を推進する基盤づくりを進めます。

■地域住民主体の地域福祉活動イメージ



■施策の役割分担

主体	役割
市民(自助)	・地域の生活課題、福祉課題に対して関心を持ちます。 ・地域の行事や会議などの集まりに積極的に参加します。
地域(共助・互助)	・地域の将来像や生活課題・福祉課題などについて、地域の人々で考える機会を持つよう努めます。 ・地域で実践している活動を地域住民に周知するとともに、積極的な参加を呼びかけます。 ・地域で活動している団体、機関等で交流と情報共有をはかり、連携を促進します。
市、社協、(公助)	・地域で福祉活動を主体的に推進する体制などを検討し、実施できるよう支援を行います。

(1) 地区社会福祉協議会活動への支援

身近な地域の生活課題や福祉課題を解決し、地域福祉を地域住民主体で推進するため、6つの地区社会福祉協議会(昭和地区、長浦地区、蔵波地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区)活動への支援に取り組んでいきます。

■展開する施策

地区社会福祉協議会活動への支援		
地区社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置づけ、積極的な活動展開ができるよう支援します。		
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
地区社会福祉協議会運営事業の支援(再掲) 【地域福祉課】	地区社会福祉協議会に対し、身近な地域の特性に合わせた活動の実施や交流の場づくりなどを支援し、地域福祉推進の基盤づくりを進めます。	継続
地区社会福祉協議会の運営強化 【社会福祉協議会】	地域福祉を地域住民主体で推進するため、6つの地区社会福祉協議会(昭和地区、長浦地区、蔵波地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区)の活動の活性化を目指し、専門部会の主体的な活動を促進するなど、活動の充実に努めていきます。	継続
地区社会福祉協議会事業	実施事業名等	
昭和地区社会福祉協議会	敬老会、給食サービス、たんぽぽ通信発行、お花見昼食会、ふれあいバスハイク、シニア料理教室、いきいきサロン、わくわくサマーチャレンジ、広報紙「いきすこ」発行	
長浦地区社会福祉協議会	敬老会、給食サービス、たんぽぽ通信発行、お花見昼食会、ふれあいバスハイク、いきいきサロン、なごやか交流会、広報紙「長浦地区社協便り」発行	
蔵波地区社会福祉協議会	敬老会、給食サービス、たんぽぽ通信発行、お花見昼食会、ふれあいバスハイク、いきいきサロン、なごやか交流会、広報紙「蔵波地区社協便り」発行	

地区社会福祉協議会事業	実施事業名等
根形地区社会福祉協議会	敬老会、給食サービス、お花見昼食会(あやめ祭り)、ふれあいバスハイク、根形にここ料理教室、いきいきサロン、福祉教育の推進、広報紙「根形地区社協だより」発行
平岡地区社会福祉協議会	敬老会、給食サービス、たんぽぽ通信発行、お花見昼食会、ふれあいバスハイク、いきいきサロン、子育てサロン、広報紙「ふくし名幸ヶ丘」発行
中富地区社会福祉協議会	敬老会、給食サービス、たんぽぽ通信発行、お花見昼食会、ふれあいバスハイク、いきいき料理教室&高齢者いきいきサロン、広報紙「中富地区社協だより」発行

(2) 地域活動団体等の協働の体制づくり

地域福祉推進にあたり、身近な地域の課題を把握し、その特性に合わせた活動を行うため、地区社会福祉協議会をはじめ地域で活動する様々な団体等と連携し、支え合いの輪を広げていけるよう協働の体制づくりの支援に取り組めます。

■展開する施策

地域活動団体等の協働に向けた支援		
地区社会福祉協議会や地域で活動している各種団体の協働が促進されるよう、相互に連携・情報共有できるよう支援します。		
事業名 【所管課等】	事業内容	取り組み
(仮称)地域福祉推進地区懇談会の設置(新規) 【地域福祉課】	地区社会福祉協議会や地域で活動している各種団体の協働が促進され、相互に連携・情報共有できるよう、新たに(仮称)地域福祉推進地区懇談会を設置します。	平成27年度 設置

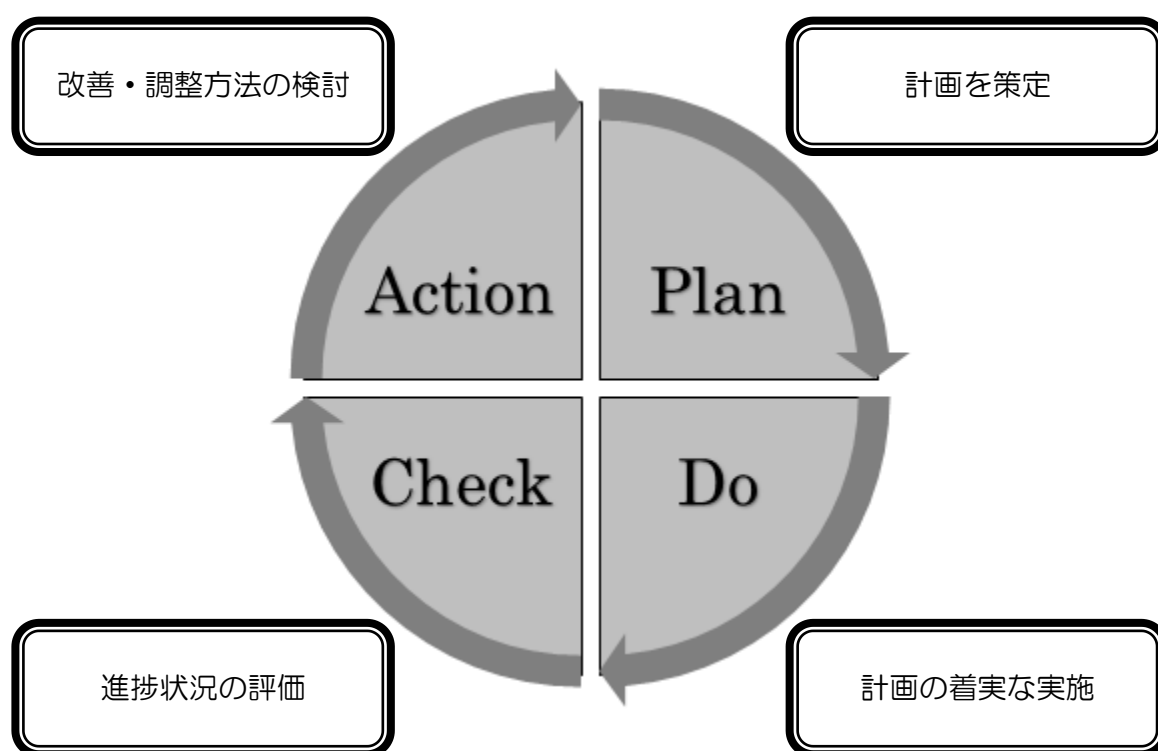
関連事業名 【所管課等】	事業内容	関連計画等	取り組み
青少年育成地区住民会議への支援 【生涯学習課・市民会館・各公民館】	身近な地域で青少年の健全育成に取り組むため、子ども会、PTA、自治会、青少年相談員、小中学校など青少年健全育成団体で組織された市内5地区の地区住民会議を支援します。 ・世代間交流事業(昭和地区住民会議) ・通学合宿(長浦及び平岡地区住民会議) ・デイキャンプ(根形及び中富地区住民会議) ・子ども安全パトロール(全地区住民会議)	教育ビジョン	継続
総合型地域スポーツクラブ活性化事業 【体育振興課】	スポーツ、レクリエーション等の活動を通して、地域の子どもから高齢者まで共に活動できる市内5地区の総合型地域スポーツクラブの活性化を図り、地域住民の交流促進を目指します。 ・5地区の連携を目的とした連絡協議会の運営 ・スポーツイベントの実施(スポーツ教室、交流大会、ウォーキングフェスタ) ・クラブマネージャーの育成	スポーツ振興計画	継続

第6章 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくため、庁内関係部局を中心として組織した推進体制により、施策の進捗状況や実施上の問題点を的確に把握するなど、事業の進捗管理・評価を行い、公表していきます。

さらに、本計画策定時に設置していた「袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)策定委員会」を構成する委員等を中心に「袖ヶ浦市地域福祉計画推進委員会」を設置し、PDCAサイクル※に基づいて本計画の進捗状況の評価及び改善点を明らかにし、今後の施策の充実に向けた提言をいただく場として運営していきます。

また、地域の特性や実情を把握する必要がある事業については、新規に設置する(仮称)地域福祉推進地区懇談会により地区ごとの進捗状況の評価などを行います。



市民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、保健・医療・福祉とともにそれ以外の施策の取り組みも重要であることから、福祉部だけではなく幅広く庁内の関係部局との連携を図り、地域福祉の推進に関わる施策を効果的に推進します。

また、本計画と「袖ヶ浦市地域福祉活動計画(第3期)」の一体的な推進により、袖ヶ浦市社会福祉協議会との連携を図ります。このほか、区・自治会、民生委員・児童委員協議会、その他の市民団体との連携を促進し、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

※PDCA サイクル: 計画(Plan)をたて、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法。

1. 地区懇談会のまとめ

(1) 第1回地区懇談会（全体会）要旨

- ・地域福祉は、地域住民が隣近所の人々と取り組むことが重要。日頃から、意識的・計画的・組織的に取り組むもの（「ご近所福祉活動」と呼んでいる）
- ・日常生活の中でも色々と手助けできることがある。日頃から、援助が必要な人がいることを知ることが重要。また、地域住民ができることを行うことで、別の必要なことに行政の力を注ぐことができる
- ・生まれた縁を次の縁に繋げていくことが重要。「無縁」は「無援」になるが、「ご近所」の福祉力UPが「ご近助」になる
- ・「昔は良かった」や「あそこはいいな」と言っているだけではダメ。動くこと、地域で相談することが大事
- ・「ご近所福祉活動」は「おすそ分け」の精神で行うことで、無理なく継続できる。「おすそ分け」は見返りを期待せず、相手のプライドを傷つけない
- ・「おすそ分け」は品物だけでなく、時間・笑顔・力・知識・技術・場所などでも可能。こうした「おすそ分け」ができるよう、身近な範囲で繋がりや繋ぐ仕組みが必要となる
- ・「おすそ分け」は受ける人の都合も考えることで、計画的に行うことができるようになる。また、既にやっていることのついでに行うように考えると、無理なく行えることも多い（例：散歩に出かける時間を学校の登下校時間に合わせると、散歩と同時にスクールガードなどの見守りもできる）
- ・「ご近所福祉活動」はつなぎ役や調整役、推進役が必要。こうした部分に行政や社協が関わるイメージ
- ・「ためにする」のではなく「ともにする」ことを目指すことが重要。対象者に「やってあげる」のではなく、仲間として「やっていく」ことが大事。
- ・「ご近所福祉活動」は自身の健康や安心・安全にも繋がる。健康で長生きするための2つの必要ことは、「今日行くところがある」と「今日用事があること」。また、地域住民との繋がりがあると、ふとしたときに思い出してもらえ、安全や安心にも繋がる
- ・地域活動は「完全」や「100%」を目指すのではなく、「できること」を「できるところ」から始めることが大事
- ・地域住民には「定年」がないので、その人に合った活動をしてもらうことが重要となる。そのため、コーディネートをきちんとしていく必要がある
- ・地域活動に参加している人は、誰もが何かの役割を持つことが重要。一方的に世話になるよりも居心地がよくなる
- ・団塊の世代はエネルギーも元気もある人が多いので、地域活動でも活躍して欲しい。しかし、地域活動に入りにくいと感じる人が多く、うまく受け入れる仕組みづくりが必要となる（サラリーマンをリタイヤした後に、地域活動に取り組んでいる先輩の事例などを見せることが有効ではないか）
- ・地域住民にボランティアなどの地域活動をしてもらうことが、見守りにも繋がる。時間と場所が決まっている定期的なボランティアなどを行っている人は、もし来なかった場合に異変があったのでは、と気づきやすい

- ・「1人の10,000円」よりも「100人の100円」という考え方が大事。地域活動に参加している自覚を持ってもらい、活動を知ってってもらうことが重要。役割を分散させることで、関心を持つ人を拡大していく
- ・「どうなるのだろう？」ではなく、「どうしよう！」を語り合うことが大事

（２）第２回及び第３回地区懇談会（地区別１回目及び２回目）まとめ

ここでは、各地区の第２回地区懇談会で出された気になる事・困り事、及び第３回地区懇談会で出されたそれらに対する解決策などの主な意見をとりまとめました。

■昭和地区

【昭和１班：地域の気になる事・困り事】

分野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・情報把握ができない ・消防団員不足 ・近所の人の交流不足 ◎ ・公的情報不足 ・情報入手困難 ・手上げ方式の弊害
2. 身近な場所・あつまりなど	・子どもの遊び場所が少ない ・集まれる場所が少ない ・各種イベントに参加者がいない ・子どもが少ない
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・福祉教育の必要性（場所の確保） ◎ ・参加者の固定化 ◎ ・高齢者サービスの均一化 ・指導者不足 ・参加者の多様化
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・生活の不安 ・災害時の不安要素 ◎ ・子どもの安全確保 ・道路、交通安全 ◎ ・安心社会作り

※「◎」の付いている項目は、特に重要だとされた5件の気になる事・困り事です。（以下、同様）

【昭和1班：重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など】

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
近所の人の交流不足	自助	日頃から隣近所であいさつをする、行事等に積極的に参加する
	共助	地域の行事や集まりを増やす
	公助	自治会の加入率向上の取り組み、交流の場づくり
福祉教育の必要性 (場所の確保)	自助	講習会などに関心をもつ、家庭での会話
	共助	子どもと高齢者との交流の場の確保、地域の人材活用
	公助	小中学校での福祉教育実施、福祉に関する講習会の実施
参加者の固定化	自助	積極的に周りの人たちと参加する
	共助	魅力あるイベントの企画、開催
	公助	告知活動や住民ニーズの把握
災害時の不安要素	自助	防災訓練参加、家族で災害時のルールを話し合う
	共助	要支援者の把握、近隣との情報共有や防災訓練の実施
	公助	支援マニュアルの整備
道路、交通安全	自助	交通ルールを守る
	共助	パトロールの継続や見守りの実施
	公助	道路の照明や歩道の確保、整備

【昭和2班：地域の気になる事・困り事】

分野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・高齢者の社会参加 ◎ ・つながり ◎
2. 身近な場所・あつまりなど	・活動場所の不足 ◎ ・世代間の考え方の違い
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・趣味、スポーツなどの活動 ◎
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・仕組み ・ゴミ処理ルール ・安全対策 ◎

【昭和2班：重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など】

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
高齢者の社会参加	自助	あいさつや声かけなどで仲間づくり、家族で社会参加
	共助	回覧板などで声かけし、参加者を増やす
	公助	高齢者の活動の周知
つながり	自助	あいさつなどを通じたつながりづくり
	共助	地域でふれあう機会を企画する
	公助	地域で話し合う場を持つ
活動場所の不足	自助	地域の公園の活用
	共助	地域の公共施設の有効活用
	公助	活動団体や活動場所の増加
趣味、スポーツなどの活動	自助	積極的に参加する
	共助	参加者や自治会で声かけして参加者を増やす
	公助	活動のPR、独自の市民体操の検討
安全対策	自助	自宅の植木などの景観に注意を払う
	共助	安全パトロールの推進
	公助	危険箇所の周知や修繕の実施、改善に向けた要請

【昭和3班：地域の気になる事・困り事】

分野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・ボランティア活動 ◎ ・見守り ◎
2. 身近な場所・あつまりなど	・ふれあいの場 ◎ ・情報提供
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・学習 ・地域行事への参加
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・防犯、防災 ◎ ・女性支援 ・交通安全 ・モラルの育成 ◎ ・市民の声

【昭和3班：重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など】

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
ボランティア活動	自助	無理のない範囲での参加、自発的に参加する
	共助	あいさつなどで日頃から情報交換、参加を呼びかける
	公助	ボランティア講座、教育などでの人材育成、PR活動
見守り	自助	自発的にあいさつや声かけをする
	共助	日頃から声かけやながら見守りをする、集まる機会をもつ
	公助	地域住民の状況把握、移動支援、行事などの開催
ふれあいの場	自助	できるだけ外に出るようにする、集まりに参加する
	共助	定期清掃などの地域行事の実施、参加
	公助	集まれる場所の整備、周知
防犯、防災	自助	避難場所の確認など緊急時に備えておく
	共助	近隣でコミュニケーションをとり、要支援者の把握や訓練実施
	公助	避難訓練などの防災、防犯対策を実施する
モラルの育成	自助	家庭でモラルある行動を心掛ける、近隣の清掃を心掛ける
	共助	近隣の美化活動を推進する
	公助	学校などでの教育実施、モラルやマナーの周知

■長浦・蔵波地区

【長浦1班：地域の気になる事・困り事】

分野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・高齢者の孤立化 ◎ ・自治会に関して ◎
2. 身近な場所・あつまりなど	・世代間の交流 ◎
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・生涯学習の拡大 ・福祉教育の充実 ◎
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・環境整備 ・交通の利便性 ・災害時に関して ◎

【長浦1班：重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など】

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
高齢者の孤立化	自助	趣味などでつながりを作っておく、情報の窓口を広くしておく
	共助	普段から近隣で声かけなどを行い、所在を共有しておく
	公助	地域の要支援者などの情報提供
自治会に関して	自助	未加入者に対しても、あいさつや声かけを行う
	共助	自治会加入への声かけや役員などの負担を再考する
	公助	ゴミ出しなどのルールやマナーの周知
世代間の交流	自助	子ども会や小中学校の活動にボランティアなどで参加する
	共助	様々な世代が交流できる場をもつ
	公助	公的施設や空き教室などを活用して交流できる場所を確保する
福祉教育の充実	自助	命の大切さを教える
	共助	ボランティアなどの講座やNAGAXなどを様々な場所で実施する
	公助	施設へのボランティアなどの紹介、学校での福祉教育の充実
災害時に関して	自助	家庭で避難場所などの確認、訓練に参加する
	共助	防災、避難訓練の実施や要支援者の把握
	公助	自主防災の支援、周知、広報無線を聞き取りやすくする

【長浦2班：地域の気になる事・困り事】

分野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・自治会の問題 ◎ ・地域の助け合い ◎
2. 身近な場所・あつまりなど	・地域内交流 ◎
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・社協の活動の充実、特定者の負担増加
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・防犯・災害の問題 ◎ ・ゴミの問題 ◎ ・交通安全

【長浦2班：重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など】

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
自治会の問題	自助	自分達が所属している班の状況を家族で共有する
	共助	自治会の役員を引き受けてもらえるよう体制や役割を検討する
	公助	自治会の支援(加入促進や集金など)
地域の助け合い	自助	あいさつや声かけの実施
	共助	近隣の見守りや情報交換を行う
	公助	集まれる場所の確保、認知症の啓発促進
地域内交流	自助	お祭りや自治会の行事などに参加する
	共助	子ども会を中心として交流を図る、支援の必要な方を訪問する
	公助	交流できる場所を確保する、相談体制などの構築
防犯・災害の問題	自助	(意見はありませんでした)
	共助	地域のボランティアで見回り(防犯パトロール)をする
	公助	自主防災組織の構築
ゴミの問題	自助	(意見はありませんでした)
	共助	ゴミ出しなどのマナーを共有する
	公助	ゴミ袋に氏名を書くスペースの作成

【長浦3班：地域の気になる事・困り事】

分野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・自治会の活動 ・見守り活動 ◎
2. 身近な場所・あつまりなど	・子どもの活動場所 ◎ ・高齢者の集いの場 ◎
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・講習会の問題点 ◎
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・安全(防犯・防災)のための環境整備 ◎ ・高齢者の交通手段

【長浦3班：重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など】

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
見守り活動	自助	見守り活動や会議などへの積極的な参加など意識の向上を図る
	共助	地域で見守り体制を構築する(方法、情報共有など)
	公助	支援体制や通報システムの構築、情報提供
子どもの活動場所	自助	地域の公園の見回りや親子で遊ぶ
	共助	自治会館や学校グラウンドの開放、見守りボランティアの募集
	公助	公園の整備(清掃、木の伐採)
高齢者の集いの場	自助	外へ出る、移動などの外出支援を行う
	共助	近隣で誘い合う、高齢者サロン等の集まりの活性化
	公助	(意見はありませんでした)
講習会の問題点	自助	近隣の人や知り合いなどで講師ができる人を紹介する
	共助	地域のスポーツなどで講習会ができる人材情報を共有する
	公助	スポーツ以外の屋内で行う趣味活動の実施
安全(防犯・防災)のための環境整備	自助	各自が問題意識を持つ
	共助	生活範囲の危険箇所や問題点の把握、防災訓練の実施
	公助	地域と話し合いの場を持つ

【蔵波1班：地域の気になる事・困り事】

分野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関すること	・地域活動への関心の低下 ◎ ・見守り活動について ◎
2. 身近な場所・あつまりなど	・地域での交流機会が少ない ◎ ・空き家
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・スポーツへの参加者の減少 ◎
4. 安心・快適な暮らしに関すること	・交通手段の不足 ・自然ゴミ発生についての処理 ・住民のマナー意識の低下 ◎

【蔵波1班：重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など】

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
地域活動への関心の低下	自助	家庭内で話し合う機会を持つ、地域活動に積極的に参加する
	共助	自治会活動の強化、近隣で声をかけあって活動に参加する
	公助	自治会など地域活動のPR支援
見守り活動について	自助	地域パトロール等への参加、近隣への関心を持つ
	共助	地域で様々な情報を共有する
	公助	見守りネットワークの充実
地域での交流機会が少ない	自助	地域のつながりの重要性の認識、行事への参加
	共助	参加意識を持ってもらうよう働きかける、イベント開催
	公助	地域イベントの実施や周知の支援
スポーツへの参加者の減少	自助	各行事に参加するよう話し合う
	共助	活動の周知、参加者減少の原因を調べる
	公助	(意見はありませんでした)
住民のマナー意識の低下	自助	家庭などで社会的なマナーについて話し合う
	共助	地域ルールなどマナーを周知する
	公助	マナーの周知、ルールを条例化する

【蔵波2班：地域の気になる事・困り事】

分野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・地域情報や相談場所がわからない ◎ ・地域活動への参加の減少 ◎ ・高齢者への見守り活動 ◎
2. 身近な場所・あつまりなど	・身近で気軽に集まれる場所が無い ◎ ・地域行事を企画しても集まらない
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・資格や能力があっても地域での活動の場が無い ・児童への防災教育
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・災害時の不安 ・児童の見守り活動 ◎ ・高齢者の孤立化

【蔵波2班：重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など】

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
地域情報や相談場所がわからない	自助	回覧や近隣、自治会、市役所、公民館などから情報を入手する
	共助	普段からあいさつや会話をするよう心掛ける
	公助	市の情報サイトの利便性向上、広報紙等で地域活動のPRを行う
地域活動への参加の減少	自助	家族で関心を持ち、話し合ったり参加するようにする
	共助	行事へ関心を持つ、高齢者も参加しやすい自治会の検討
	公助	参加しやすいセミナー等の実施
高齢者への見守り活動	自助	高齢者への関心を持つ、認知症などについて話し合う
	共助	近隣の高齢者を気に掛ける
	公助	要支援者の情報提供、安否確認の実施
身近で気軽に集まれる場所が無い	自助	(意見はありませんでした)
	共助	自治会館や空き家、空き店舗などを活用する
	公助	場所の確保を支援する
児童の見守り活動	自助	登下校時のながら見守りを実施する
	共助	通学路に近い世帯が、通学時の子どもの安全を意識する
	公助	下校時の見守り協力依頼や正確な情報提供の実施

【蔵波3班：地域の気になる事・困り事】

分野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・地域のコミュニケーションの活性化 ◎ ・地域での見守り活動 ◎
2. 身近な場所・あつまりなど	・場所の確保と有効利用 ◎
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・指導者の育成と発掘 ◎ ・健康の維持
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・地域美化運動 ・地域防犯 ◎

【蔵波3班：重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など】

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
地域のコミュニケーションの活性化	自助	あいさつを通じて人と知り合う、地域行事に積極的に参加する
	共助	自治会の活性化、地域の知り合いを増やす
	公助	成功事例などの紹介
地域での見守り活動	自助	小中学校の登下校時に散歩をして、ながら見守りの実施
	共助	要支援者の把握とサポート、住民ニーズの把握
	公助	認知症予防の取り組み強化、要支援者の情報提供
場所の確保と有効利用	自助	場所の確保を無駄に多くしない
	共助	自治会館や空き家などを集まる場所とする、公園などの清掃
	公助	空き家などの活用や施設拡充を含め、集まる場所の確保
指導者の育成と発掘	自助	(意見はありませんでした)
	共助	若者を勧誘する、情報を共有し協力し合える環境をつくる
	公助	各人の得意なことを登録する制度の構築
地域防犯	自助	自分でできる対策を実行する
	共助	地域で防犯パトロールの実施、情報共有の仕組みづくり
	公助	自主防犯のための研修実施などの支援、警察のパトロール強化

■根形地区

【根形1班：地域の気になる事・困り事】

分野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・子どもと高齢者の見守りについて ◎ ・役員のなり手がいない ・相談
2. 身近な場所・あつまりなど	・地域内住民の関わりについて ◎ ・子どもの居場所
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・伝統行事 ・福祉教育
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・高齢者問題（災害・防犯・外出） ◎ ・自治会活動 ◎ ・環境について ◎

【根形1班：重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など】

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
子どもと高齢者の見守りについて	自助	ながら見守り活動やあいさつ、声かけの実施
	共助	自治会や高齢者クラブでの見守り活動の実施
	公助	不審者情報の提供、見守りに関する相談会の実施
地域内住民の関わりについて	自助	あいさつをする、行事などの情報共有
	共助	地域で集まる機会を設ける
	公助	地域行事への様々な支援の実施
高齢者問題（災害・防犯・外出）	自助	高齢者のことを気に掛け、親族などの連絡先を確認しておく
	共助	近隣の世帯構成を共有する、声かけパトロールの実施
	公助	防災意識の喚起、福祉講習の実施
自治会活動	自助	地域でのあいさつ運動
	共助	地域での行事やイベント開催、住民ニーズの把握
	公助	自治会へ様々な支援の実施
環境について	自助	ゴミ出しなど地域のルールを守る、地域の作業に参加する
	共助	地域の意見やルールの再確認
	公助	環境美化への取り組み、地域のニーズを把握する

【根形2班：地域の気になる事・困り事】

分野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関すること	・地域住民のつながりの希薄化 ◎
2. 身近な場所・あつまりなど	・子育てしやすい地域づくり ◎
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	(意見はありませんでした)
4. 安心・快適な暮らしに関すること	・住民のマナー向上 ◎ ・地域の防災について ◎ ・高齢者の生活支援 ◎

【根形2班：重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など】

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
地域住民のつながりの希薄化	自助	あいさつをする、地域の行事等に積極的に参加する
	共助	自治会などで集まる機会を持つ、積極的に参加する
	公助	庁内体制の役割明確化、地域のサポート
子育てしやすい地域づくり	自助	子どもや親とコミュニケーションをとる
	共助	親子が集まれるイベントの実施、子ども会の活性化
	公助	子ども館の活動などの周知、他市の成功事例の提供
住民のマナー向上	自助	家庭でマナーを学ぶ、参画意識の向上
	共助	地域でマナーに関心を持つ、話し合う機会を持つ
	公助	学校でのマナー教育実施、他市の成功事例の提供
地域の防災について	自助	災害時の対応を家族で話し合う、地域での役割意識を持つ
	共助	住民の意識啓発に取り組む、マニュアル整備、防災訓練の実施
	公助	マニュアル整備、避難訓練などの実施
高齢者の生活支援	自助	支え合いの意識を共有する、地域で高齢者を支援する
	共助	見守りや声かけの実施、外出支援、集まる場所や活躍の場の提供
	公助	外出時の移動支援、地域のサポート

【根形3班：地域の気になる事・困り事】

分野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関すること	・地域のつながり ◎
2. 身近な場所・あつまりなど	・孤立 ◎
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・指導者や参加者、場所の減少
4. 安心・快適な暮らしに関すること	・移動支援 ◎ ・防犯対策 ◎ ・災害時支援 ◎

【根形3班：重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など】

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
地域のつながり	自助	自治会や地域の行事などに参加する、あいさつをする
	共助	地域の様々な活動でつながりを作る、リーダー候補を見つける
	公助	様々な世代が参加できる行事の復活
孤立	自助	話し合う、近隣の人に意見を聞く
	共助	声かけを行う、高齢者が参加できるイベントの実施
	公助	(意見はありませんでした)
移動支援	自助	高齢者は遠出が難しい人が多い
	共助	住民のつながりづくりの専門職が欲しい、移動支援のNPO
	公助	移動支援の充実
防犯対策	自助	鍵をかけることを心掛ける
	共助	散歩時などにながら見守りの実施、看板等による周知
	公助	街灯を増やす、空き家や空き地対策の実施
災害時支援	自助	食料などの備蓄
	共助	防災訓練の実施、非常用の物資の備蓄
	公助	防災訓練や備蓄倉庫のPR

■平岡地区

【平岡１班：地域の気になる事・困り事】

分野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・近所のつきあいが希薄なため、見守り活動が必要 ◎ ・高齢化に伴い交通手段がない ◎ ・子どもがいない
2. 身近な場所・あつまりなど	・気軽に集まれる場所が必要 ◎
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・若い世代の福祉への意識不足 ・公民館・スポーツ施設の減免見直しによる問題 ・広報・宣伝方法
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・お店がない ・子どもが安全な遊び場が不足 ◎ ・災害発生時の支援者の高齢化 ◎ ・マナー低下 ・道路の安全確保のための設備の不足

【平岡１班：重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など】

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
近所のつきあいが希薄なため、見守り活動が必要	自助	日常的にあいさつや声かけを行う、地域活動への積極的な参加
	共助	高齢者が集まれる機会をつくる、要支援者の名簿作成
	公助	情報の提供、地域活動の支援
高齢化に伴い交通手段がない	自助	隣近所での交流を日頃より深めておく
	共助	移動支援NPOの活用、移動支援について話し合う
	公助	移動支援の活動PRと支援の実施
気軽に集まれる場所が必要	自助	近所の人に声をかけ、イベントなどに積極的に参加する
	共助	自治会集会所や公民館の活用、参加しやすいイベントづくり
	公助	公民館等の利便性向上、集まれる場所の整備
子どもが安全な遊び場が不足	自助	(意見はありませんでした)
	共助	空き地活用、神社の整備などで子どもの遊び場をつくる
	公助	放課後子どもクラブなどの充実、子どもの遊び場の確保
災害発生時の支援者の高齢化	自助	自分から近隣の人と付き合う、家族と同居する
	共助	自治会など地域で防災組織を結成する
	公助	コンパクトシティの考え方で地区計画や都市計画を見直す

【平岡2班：地域の気になる事・困り事】

分野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関すること	・地域活動の理解低下 ◎ ・ご近助力の低下 ◎ ・現行医療制度の問題
2. 身近な場所・あつまりなど	・シニアクラブ等の入会者減少
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・福祉活動が地域に根付いていない ◎
4. 安心・快適な暮らしに関すること	・移動手段の確保 ◎ ・防犯意識の低下 ◎

【平岡2班：重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など】

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
地域活動の理解低下	自助	近隣でお互いに声かけや見守りあう、地域活動に参加する
	共助	自治会や自衛消防団の役割分担の再考や活動内容の周知
	公助	高齢者の活動参加支援や仕組みの検討
ご近助力の低下	自助	あいさつや声かけを積極的に行う
	共助	障がい者を支援する、地域行事等に近隣の人と一緒に参加する
	公助	民生児童委員の支援
福祉活動が地域に根付いていない	自助	家族と話し合う
	共助	施設と地域のふれあう機会をつくる
	公助	福祉活動の広報、市の福祉に対する考え方の周知
移動手段の確保	自助	外出支援サービスを展開中
	共助	外出支援サービスの後継者づくりや周知を行う
	公助	外出支援サービスの支援
防犯意識の低下	自助	自治会などと災害時の対応を協議する
	共助	防災訓練の内容について自治体に働きかける
	公助	要支援者の救出訓練の実施、名簿の更新

【平岡3班：地域の気になる事・困り事】

分野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・役員のなり手がいない ◎ ・地域住民の関わりについて ◎ ・地域住民の居場所について
2. 身近な場所・あつまりなど	・公園、遊び場のあり方
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・福祉教育 ◎ ・制度、システム
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・外出支援 ◎ ・交通安全・防犯 ◎

【平岡3班：重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など】

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
役員のなり手がいない	自助	家族の協力や理解が必要
	共助	役員の支援を行う
	公助	役員への手当での支給、消防団の見直し
地域住民の関わりについて	自助	あいさつを心掛ける、地域行事に積極的に参加する
	共助	地域活動の日を決めて定期的に行う、趣味の会を立ち上げる
	公助	集まれる場所の確保、あいさつ励行の時期を設ける
福祉教育	自助	ウォーキングやラジオ体操を実施する、広報紙を読む
	共助	自治会活動の一環として実施する
	公助	家庭や学校、生涯学習などで福祉教育を実施する
外出支援	自助	家族で支援する、外出支援の希望を登録する
	共助	自治会で高齢者の所在を把握する
	公助	平川いきいきサポートの活動範囲などの見直し
交通安全・防犯	自助	交通ルールやマナーの遵守
	共助	自主防犯パトロール隊を作る
	公助	交通や防犯教育の周知、警察へのパトロール要請

■中富地区

【中富1班：地域の気になる事・困り事】

分野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・地区の交流が希薄 ◎ ・高齢世帯の増加 ◎
2. 身近な場所・あつまりなど	・子どもや子育て中の親子が集まれる場がない ◎
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・元気な高齢者が参加できるイベントがない
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・子ども達の安全 ◎ ・地区の防災組織について ・危険な道路がある ・生活環境の問題 ◎

【中富1班：重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など】

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
地区の交流が希薄	自助	あいさつや声かけを行う
	共助	地区の行事を継続し参加する、集まる場所や機会を作る
	公助	自治会の活性化支援、他自治会の成功事例の提供
高齢世帯の増加	自助	あいさつや声かけなどで見守る
	共助	声かけの実施、民生委員と情報共有
	公助	子どもの心を育てる
子どもや子育て中の親子が集まれる場がない	自助	(意見はありませんでした)
	共助	行事などに参加する、公園などにできるだけ集まる
	公助	学童保育などの充実、公民館を活動場所として活用
子ども達の安全	自助	集団で登校する、通学路の危険箇所の周知
	共助	登下校時の見守りの実施、オレンジキャップ活動の強化
	公助	危険箇所の修繕
生活環境の問題	自助	健康に気をつける
	共助	非常持ち出しグッズの準備、防災訓練の実施
	公助	(意見はありませんでした)

【中富2班：地域の気になる事・困り事】

分野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・地域住民のふれあいについて ◎ ・ボランティア活動の大切さを理解してもらう ・人手不足について
2. 身近な場所・あつまりなど	・集まれる場所が無い ◎ ・地域行事への参加が少ない ◎ ・参加者の固定化
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・子どもの減少
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・エチケット・マナー ・地域の防犯・防災について ◎ ・生活手段について ◎

【中富2班：重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など】

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
地域住民のふれあいについて	自助	あいさつや声かけを行う、近隣の人と話すようにする
	共助	地域のイベントに参加する、近隣の人と情報を共有する
	公助	個人情報保護法で近隣の人々の情報が乏しい
集まれる場所が無い	自助	(意見はありませんでした)
	共助	平川公民館や富岡分館でサロンが開催できるよう働きかける
	公助	施設開放の働きかけ
地域行事への参加が少ない	自助	地域の行事やイベントに積極的に参加する
	共助	各家庭から1名は参加できるよう声をかけあう
	公助	立ち話が楽にできる間柄を作る
地域の防犯・防災について	自助	家族で避難場所を打合せしておく
	共助	防犯、防災訓練の実施、自主防犯、防災組織の結成
	公助	防犯、防災の指導、危険な箇所の修繕
生活手段について	自助	現在実施されている移動支援の周知
	共助	(意見はありませんでした)
	公助	ひとり暮らし高齢者宅の訪問、施設への補助金増額

【中富3班：地域の気になる事・困り事】

分野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関すること	・見守り ◎ ・地域情報 ◎
2. 身近な場所・あつまりなど	・地域の交流の場 ◎
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・生涯学習のススメ ◎
4. 安心・快適な暮らしに関すること	・暮らしの安全とマナー ◎ ・移動支援

【中富3班：重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など】

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
見守り	自助	あいさつや声かけの実施、家庭内で近隣について話し合う
	共助	日常的な見守りの実施、要支援者の情報共有
	公助	要支援者の情報提供
地域情報	自助	自治会活動へ積極的に参加する
	共助	地域活動への参加促進と各団体間の情報共有
	公助	自治会活動への積極的な支援の実施
地域の交流の場	自助	自治会などの地域活動に積極的に参加する
	共助	地域で交流できる場をつくる
	公助	交流の場の提供や交流支援の実施
生涯学習のススメ	自助	趣味や興味を持って、外とのつながりや仲間を作る
	共助	近所で誘い合ってイベント等に参加して地域の人々に広める
	公助	公民館などの施設で魅力あるイベント等を開催する
暮らしの安全とマナー	自助	日常生活マナーの自己評価、粘り強くアプローチする
	共助	地域のマナー(ルール)の確立と周知、自主防災組織の結成
	公助	日常生活マナーの自己評価方法の構築

2. 袖ヶ浦市地域福祉計画（第2期）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定に基づく袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)(以下「計画」という。)の策定に関する事項の調査検討を行うため、袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他委員長が必要と認めた事項

（組織）

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉団体の代表
- (2) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の代表
- (3) 地域団体の代表
- (4) 学識経験者
- (5) ボランティアの代表
- (6) 一般市民
- (7) 関係行政機関の職員

（任期）

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成 27 年3月 31 日限り、その効力を失う。

3. 袖ヶ浦市地域福祉計画（第2期）策定委員会委員名簿

番号	区分	氏名	所属団体・役職名	備考
1	社会福祉団体の代表	手塚 正二	袖ヶ浦市心身障害者(児)福祉会	
2		川名 克弘	社会福祉施設連絡協議会	副委員長
3		川本 憲男	袖ヶ浦市シニアクラブ連合会	
4		榎本 淳二郎	袖ヶ浦市社会福祉協議会	平成 25 年 10 月 7 日～ 平成 26 年 5 月 31 日
5		飯野 芳郎		平成 26 年 6 月 3 日～ 平成 27 年 3 月 31 日
6	民生委員・児童委員及び主任児童委員の代表	竹元 悦子	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会	
7		石井 文夫		
8		松井 公夫		
9		佐々木 眞由美		
10	地域団体の代表	中村 隆	袖ヶ浦市自治連絡協議会	
11	学識経験者	山田 千尋	君津木更津医師会	
12		田中 清七	家庭教育・子育て関係	委員長
13	ボランティアの代表	日高 良久	袖ヶ浦市ボランティア連絡協議会	
14	一般市民	小倉 信子	公募	
15	関係行政機関の職員	石井 三千夫	千葉県君津健康福祉センター	
16		加藤 勝志	君津児童相談所	
17		猪野 智明	教育委員会学校教育課指導主事	

任期:平成 25 年 10 月 7 日～平成 27 年 3 月 31 日

4. 袖ヶ浦市地域福祉計画（第2期）検討委員会委員名簿

番号	職名	氏名	備考
1	福祉部長	在原 昌秀	委員長
2	企画課長	宮嶋 亮二	
3	財政課長	分目 浩	
4	危機管理課長	尾高 悟	
5	市民活動支援課長	石井 俊一	
6	健康推進課長	多田 雄一郎	
7	経済振興課長	杉浦 弘樹	
8	土木建設課長	鈴木 芳明	
9	地域福祉課長	田村 正明	
10	障害者支援課長	積田 清和	
11	高齢者支援課長	小泉 政洋	
12	子育て支援課長	苅米 幹隆	
13	予防課長	相馬 茂	
14	学校教育課長	鵜田 道雄	
15	生涯学習課長	井口 崇	
16	社会福祉協議会事務局長	末吉 幸夫	

5. 袖ヶ浦市地域福祉計画（第2期）策定の経過

年	月日	内容
平成 25 年	10 月 7 日	平成 25 年度 第1回 袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)策定委員会 議題: 正副委員長の選出について、袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)について、住民意識調査について
	11 月	住民意識調査(1,000 票配布、554 票回収、有効回収率 55.4%)
	12 月～ 1 月	福祉事業所等調査(事業所:47 票配布、28 票回収、有効回収率 59.6%、 福祉関係団体:42 票配布、26 票回収、有効回収率 61.9%)
平成 26 年	3 月 6 日	平成 25 年度 第2回 袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)策定委員会(第2回袖ヶ浦市地域福祉活動計画策定委員会と合同開催) 議題: 住民意識調査の結果について、袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)策定の今後の予定等について
	6 月 5 日	平成 26 年度 第1回 袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)策定委員会 議題: 福祉事業所等調査結果報告について、袖ヶ浦市地域福祉計画(第1期)進捗状況について、袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)の構成について、地区懇談会について
	6 月 14 日	第1回地区懇談会(全体会)
	6 月 27 日 ～29 日	第2回地区懇談会(昭和地区、長浦・蔵波地区、根形地区、平岡地区、中富地区)
	7 月 11 日 ～13 日	第3回地区懇談会(昭和地区、長浦・蔵波地区、根形地区、平岡地区、中富地区)
	8 月 25 日	平成 26 年度 第1回 袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)検討委員会 議題: 地域福祉計画(第1期)進捗状況について、地域福祉計画(第2期)の素案について
	11 月 6 日	平成 26 年度 第2回 袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)策定委員会 議題: 地区懇談会実施報告について、袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)施策体系(案)について
	11 月 10 日	平成 26 年度 第2回 袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)検討委員会 議題: 地域福祉計画(第2期)素案について
	12 月 10 日	平成 26 年度 第3回 袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)策定委員会 議題: 袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)(案)について、パブリックコメントの実施について
	2 月 12 日	平成 26 年度 第4回 袖ヶ浦市地域福祉計画(第2期)策定委員会 議題: パブリックコメントの実施結果について

袖ヶ浦市地域福祉計画（第2期）

発行 袖ヶ浦市 福祉部 地域福祉課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1-1

TEL 0438-62-2111（代表）